

令和5年第5回常陸太田市議会定例会会議録

令和5年9月5日（火）

議 事 日 程（第2号）

令和5年9月5日午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員

7番	藤 田 謙 二 議 長	8番	深 谷 涉 副議長
1番	石 川 剛 議 員	2番	根 本 仁 議 員
3番	鴨志田 悟 議 員	4番	森 山 一 政 議 員
5番	小 室 信 隆 議 員	6番	菊 池 勝 美 議 員
9番	平 山 晶 邦 議 員	10番	益 子 慎 哉 議 員
11番	深 谷 秀 峰 議 員	12番	高 星 勝 幸 議 員
13番	成 井 小太郎 議 員	14番	茅 根 猛 議 員
15番	後 藤 守 議 員	16番	高 木 将 議 員
17番	宇 野 隆 子 議 員		

説明のため出席した者

宮 田 達 夫 市 長	田 中 慈 和 副 市 長
滝 陸 美 教 育 長	綿 引 誠 二 政 策 推 進 室 理 事
岡 部 光 洋 総 務 部 長	柴 田 道 彰 企 画 部 長
小 又 理 恵 市 民 生 活 部 長	中 嶋 み どり 保 健 福 祉 部 長
岡 田 和 也 農 政 部 長	根 本 晋 商 工 観 光 部 長
高 橋 学 建 設 部 長	山 口 宏 造 会 計 管 理 者
畠 山 卓 也 上 下 水 道 部 長	後 藤 一 人 消 防 長
西 野 保 教 育 部 長	榊 一 行 農 業 委 員 会 事 務 局 長
綿 引 久 雄 秘 書 課 長	富 山 晴 美 総 務 課 長
井 坂 光 利 監 査 委 員	

事務局職員出席者

根 本 勝 則 事 務 局 長 澤 幡 聡 次 長 兼 議 事 係 長

午前 10 時開議

○藤田謙二議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 17 名であります。

よって定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○藤田謙二議長 本日の議事日程は、お手元の議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 一般質問

○藤田謙二議長 日程第 1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

1 番石川剛議員の発言を許します。1 番石川剛議員。

〔1 番 石川剛議員 登壇〕

○1 番（石川剛議員） おはようございます。1 番石川剛でございます。ただいま議長の発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、大項目 1，効果的な公会計の活用についてであります。

2015 年に総務省から統一的な基準が公表されて、平成 28 年度の決算から統一的な基準に基づく財務書類の作成が開始されているかと思われま。制度開始より一定期間が経過し、直近の総務省統一的な基準による財務書類の作成状況等に関する調査においては、令和 4 年 3 月 31 日時点において、令和 2 年度決算に関わる一般会計等財務書類を作成済みであった団体は 91.6%と回答されており、財務書類を作ることが定着し、今後は使うことへの関心が広がっていると言われております。

しかし、その一方で、公会計情報を各種指標の分析に活用した団体が 55.3%あったものの、財務書類の要約版などを住民への説明資料として作成した団体は 25.1%、決算審査の不足資料とするなど議会に対する説明資料として活用した団体は 13.4%、公共施設等総合管理計画または個別施設計画の策定や改定に活用した団体は 22.8%、施設別、事業別の行政コスト計算書等の財務書類を作成した団体は 4.2%にとどまっております。

公会計情報はあくまでも参考資料であり、歳入歳出決算書とは異なり、法令等によって位置づけが明確にされているわけではありません。しかしながら、総務省によると、地方公共団体の予算、決算に関わる会計制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正、確実な執行を図るという観点から、客観的で確実に確認できる現金主義、単式簿記を採用しておりますが、公会計は、発生主義に基づくストック情報やフロー情報を相対的、一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完する役割を果たしており、より具体的には、発生主義、複式簿記を採用することで、現金主義、単式簿記では見えにくい減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報、資産、負債といったストック情報の把握が可能になると言われております。

そもそも、公会計を整備する意義、目的は、厳しい財務状況の中で住民や議会に対する財務情報を分かりやすく開示し、説明責任を果たすこと、財務書類から得られる情報を資産、債務管理や予算編成等に有効活用することにより、財政の効率化、適正化を進めることにあるとのことのようにあります。資産管理における有力な活用策としては、固定資産台帳の情報を分析し、公共施設マネジメント、長寿命化や集約化、複合化などの判断材料として用いることが考えられるようであります。

このような公会計の意義でありますことから、公会計に効果的に活用を図るべきと考えますが、そのような中で、（１）公会計の活用についてでございます。

①本市における公会計の活用状況についてお伺いいたします。

また、総務省が公表する地方公会計のマニュアルでは、公会計情報については、マクロ的な視点からは適切な資産管理に、ミクロ的な視点からは事業別、施設別のセグメント分析を実施することによって、予算編成や施設の統廃合、受益者負担の適正化、行政評価、人件費コストの適切な案分などに活用することが提示されております。さらに、具体的に言いますと、事業別、施設別のセグメント分析については、財務書類を事業別あるいは施設別に作成し、人件費や物件費といった予算に計上されている支出だけでなく、先ほどもお伝えいたしました、減価償却費や退職手当引当金、繰入額といった発生主義会計によるコストも、事業別、施設別の財務書類に配付、計算することによって、セグメント別のフルコスト情報を把握することができることのようにあります。このとき把握されたフルコスト情報は、財務指標だけでなく非財務的な成果指標とも組み合わせることによって事業あるいは施設の評価に活用することが可能になり、さらにこれらのフルコスト情報を詳細に分析することにより、事業委託や指定管理などのアウトソーシング、つまり業務の一部を外部委託することを検討する際の判断材料にしたり、施設使用料の算定根拠として受益者負担の適正化を図ったりすることに用いられることも考えられると、総務省の地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業アドバイザーの公認会計士、税理士であります横田氏はおっしゃっております。

そこで、②本市におけるセグメント分析についての見解をお伺いいたします。

続きまして、大項目２、官民連携による地方創生の取組についてであります。

応援消費という言葉をご存じでしょうか。応援消費とは、苦境の人や企業を長期で支援する動きを意味する言葉であります。今ではその消費の方法も多様化し、現地での購入、ネット通販、クラウドファンディング、そしてふるさと納税があります。特にふるさと納税については、納税者が寄附先を選択する制度であり、その使われ方を考えるきっかけとなる制度でもあります。生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であり、本市の魅力を知っていただけることにより、常陸太田市を応援いただける制度となっております。

本市においては、令和４年度の決算書を見ますと、令和３年度に比べて約２、０００万円の増加となっており、着実に取組が進んでいると認識しております。また、個人が行うふるさと納税のほかに、企業版のふるさと納税につきましても、本市におきましては、受入れに必要な地域再

生計画が令和4年11月に認定され、昨年12月の市議会定例会においてふるさと常陸太田基金への積立てを可能とする条例改正を行い、企業版ふるさと納税の有効活用を図ることとしてきております。企業版ふるさと納税の正式名称は地方創生応援税制であり、その名のとおり、地方創生政策の一環であると考えます。現代社会において、人口減少、少子・高齢化など、地域の社会問題が複雑化するなど、行政だけでは解決できないことも非常に多く、解決の糸口としての企業の力を活用し、官民連携により地方創生を進めていくことが必要であると考えます。

そこで、(1)ふるさと納税についてであります。

①個人版と企業版のふるさと納税のそれぞれの実績についてお伺いいたします。

そして、②個人版のふるさと納税については、令和4年度に増加した要因や返礼品の状況についてお伺いいたします。

また、個人版については、本年7月からゴルフ場などにおける現地決算型のふるさと納税制度の導入など新たな取組も見られているところでございますが、③個人版と企業版のふるさと納税の今後の取組についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。ご答弁のほどよろしくお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。総務部長。

〔岡部光洋総務部長 登壇〕

○岡部光洋総務部長 公会計の活用についての2点のご質問にお答えいたします。

1点目の本市における公会計の活用状況についてでございますが、本市におきましては、総務省が地方公会計整備アドバイザーとして県内で唯一認定したエスティコンサルティング株式会社に業務を委託して、平成27年度決算から財務書類及び固定資産台帳を作成し、ホームページで公表しております。本年4月には、この固定資産台帳の内容も踏まえ、常陸太田市公共施設等再配置計画に基づき新たに条例を制定し、公共施設等の長期にわたる着実な維持管理及び適正な配置を推進することを目的とした常陸太田市公共施設等総合管理基金を設置したところでございます。

2点目の本市におけるセグメント分析についての見解についてでございますが、本年6月の総務省の調査におきまして、セグメント分析を実施している自治体は全国で167団体、9.7%にとどまっている状況でございます。こうした中、本市における施設別のセグメント分析につきましては、公共施設等再配置計画の中で建物系施設を類似系統別、地域別、施設別に分類した上で、目的や機能、老朽化の状況、利用状況、更新にかかる費用などを総合的に分析し、施設の将来的な方向性について定めております。また、事業別のセグメント分析につきましては、総合計画実施計画の事業評価の中で、施策体系別に事業費や財源、当該事業に係る人件費、市民1人当たりの事業コスト、進捗状況、成果、効率性などを総合的に分析し、次年度の当初予算に反映してございます。

このように、本市では総務省が示しているセグメント分析と同様の分析を実施している状況でございますから、現行の分析を継続することといたします。

○藤田謙二議長 政策推進室理事。

○綿引誠二政策推進室理事 ふるさと納税に関するご質問にお答えいたします。

まず、昨年度のふるさと納税の実績でございますが、件数は1,643件、寄附額は4,273万7,000円となっております。令和3年度と比較し、寄附額は、議員ご発言のとおり、2,002万5,000円増加してございます。

本市では、令和4年4月からふるさと納税の取組の充実強化を図るため、全国の先進事例や県内他市町村の調査を行いまして、まずふるさと納税ポータルサイトへの登録を、これまでのふるさとチョイス及びさとふるの2つのサイトに加えまして、昨年10月より楽天ふるさと納税及びふるナビにも新たに登録したところでございます。このサイト追加後の令和4年度下半期の寄附額は3,728万4,000円となっております。ふるさと納税先を探している方に本市の返礼品が目にとまる機会を増加させたことが寄附額増加の大きな要因となったものと考えております。

なお、これら大手通販系列サイトへの登録によりまして、返礼品につきましても米などの特産品から生活用品にも目が向けられるようになりまして、市内工業団地内で製造されておりますポンジュースやピジョン製品も上位に位置する状況となっております。

また、今年度の新たな取組といたしまして、市内ゴルフ場等において当日のプレー代等に充当できる現地決済型ふるさと納税の取組を7月中旬より開始しましたところ、8月末現在における実績は18件、83万円となっております。

このように、ふるさと納税制度への取組の充実強化に努めてございまして、今年度の状況について申し上げますと、8月末現在で970件、2,067万6,000円となっております。ふるさと納税の利用が増加する年末にかけて、さらに増加することを期待しているところでございます。

次に、企業版ふるさと納税の状況についてでございますが、本制度の導入に当たりましては、議員ご発言のとおり、昨年12月議会の改正条例（案）を議決いただいた後、直ちに施行しましたところ、実績は昨年度に1件、今年度もこれまでに1件の寄附がございまして、寄附額の合計は130万円となっております。

なお、この企業版ふるさと納税の状況につきましては、市のホームページにて公表しております。

最後に、今後の取組でございますが、まずふるさと納税制度のさらなる活性化を図るため、本年7月にふるさと納税に係る寄附の受付、寄附者情報の管理、返礼品の発注、配送管理及び新規開発、プロモーション等を行う中間事業者の見直しを行ったところでございます。新たな中間事業者におきましては、既存返礼品のブラッシュアップ等のコンサルティングを行うことや、当市の魅力を伝えることができる新たな返礼品の企画提案を行うこととしてございまして、既に市内返礼品提供事業者への説明会及び打合せ等を先月から実施しております。

なお、ふるさと納税ポータルサイトについても、今月11日からのリニューアルを予定してございまして、現在、準備を進めているところでございます。

このような取組を進めることによりまして、ふるさと納税制度のより一層の充実強化に努めて

まいります。

また、企業版ふるさと納税につきましても、地域再生計画に掲げる本市の様々な課題に活用することのできる貴重な財源になりますことから、より多くの企業に本市に対する企業版ふるさと納税に興味を持っていただけますよう、市ホームページやSNS等の活用による周知を図ってまいります。さらに、対象とする事業と関連の深い事業を行っている企業や本市出身の企業、各種協定を結んでいる企業等に対し、積極的な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○藤田謙二議長 石川議員。

〔1番 石川剛議員 質問者席へ〕

○1番（石川剛議員） ご答弁ありがとうございました。

それでは、2回目の質問に入ります。

大項目1，（1）の①公会計の活用についてであります。

本市においては、早い段階から財務書類及び固定資産台帳を作成しているのだと理解いたしました。

そこで、1点であります。統一的な基準に基づく財務書類であります。令和4年度決算に関わる財務書類の完成はいつ頃になるのかお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。総務部長。

○岡部光洋総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

令和4年度決算に係る財務書類につきましては、例年どおり、出納閉鎖前に委託し、年内、12月の完成を予定してございます。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番（石川剛議員） ご答弁ありがとうございました。

私自身、今回の決算審査で本市が所有する全ての資産と負債の状況や、行政サービスに要したコストが把握できると言われる財務書類を活用して、各事業のフルコスト情報を見て費用対効果なども分析してみたい思いもあって今回質問しましたが、ただ年内、12月完成予定であるとのことで、やはりスケジュール感として、実務上は固定資産の更新が一つの要因でもあるのかなと感じております。

しかしながら、タイトなスケジュールであるのは承知の上であります。先ほどもお伝えしましたように、決算審査の補足資料とするなど議会に対する説明資料として活用した団体は、全国で13.4%であります。例として、決算に先立って前年度から外部委託を開始して、1.5年契約として決算審査の資料に活用した事例もあるようであります。そのような中でも、東京都の町田市や福生市のように、議会に対する説明資料として活用した先進事例として、特に町田市においては、主要な施策の成果を説明する書類に加えて事業別財務情報を決算審査に活用されているとのことであります。

このように、「地方自治法」の第233条に定められている主要な施策の成果を説明する書類に、公会計情報に基づく事業別のフルコスト情報やストック情報を記載することにより、議会での審議に活用する団体も現れているようでありますので、今後さらに前進した方策としてもご検

討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

また、②についてであります。理解いたしました。

先ほどもお伝えいたしましたが、公会計情報はあくまでも参考資料であり、歳入歳出決算書とは異なり、法令等によって位置づけが明確にされているわけではありません。したがって、地方自治体では官公庁に基づく予算、決算制度を基礎としながら、先ほどありましたが、本市のセグメント分析を実施しているように、それに付随した総合計画や公共施設等総合管理計画といった公共経営を支えるものが存在しているかと思いますが、その中にどう公会計のシステムをどのように組み込んで、いかに公会計情報を活用していくことで財政の透明性を高めるとともに意思決定に有用な情報となるとのことでもありますので、ぜひ公会計をもっと身近に、そして多くの市民に関心を持ってもらえるような財政状況の説明資料の工夫も引き続きご検討のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、大項目2、(1)①、②について理解いたしました。

そこで、1点ですが、先ほど答弁にございましたふるさと納税を探している方に対して本市の返礼品が目にとまる機会が増加したとありましたが、ターゲティング、つまり誰に何をどのくらいの対価でどのように売るのかというマーケティング戦略の中に、誰にどの部分を検討し、マーケティングの対象となる顧客や市場を限定する戦略があります。

今まで本市へ寄附をしてくださった方の性別、年齢、居住地といった属性が分かるのであれば、その傾向についてお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。政策推進室理事。

○綿引誠二政策推進室理事 ふるさと納税をされた方の属性についてのご質問でございますが、居住地につきましては申込み内容等から把握できてございますが、年齢、性別などにつきましては任意のアンケートへの回答を通して把握している状況でございます。このため、昨年度は約半数の方については把握できている状況でございます。

これらのデータから昨年度の傾向について申し上げますと、居住地につきましては、東京都にお住まいの方が29.8%、神奈川県にお住まいの方が11.2%、茨城県内他市町村にお住まいの方が11.4%などとなっております。関東地方にお住まいの方で約7割を占める状況となっております。

また、年齢につきましては、子育て世代と考えられます30代が18%、40代が13%を占めておりますことから、ピジョン製品の人気が高まった要因ではないかと分析しているところでございます。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番(石川剛議員) ご答弁ありがとうございます。

神奈川県鎌倉市では、国内で多く利用者がいるLINEに広告を配信して、認知拡大とそれに伴う申込み件数の増加に成功しているようであります。なるべく多くのユーザーにリーチできるように、年齢、性別、興味、関心事など、ターゲティングを広めに設定し、さらにユーザーの目を引きやすくするために、複数の写真をスワイプできるカルーセル広告を選定しており、そ

して先ほどもご答弁にありましたふるさと納税の繁忙時期にある10月から12月限定で出稿した結果、LINE広告のクリック率はほかの媒体の約5倍を記録して、寄附金額は前年比の1.5倍に伸長し、LINE広告のプロモーションを行っているところであるようです。

また、福島県伊達市は2019年当時、桃の生産量がトップクラスの地域であるにもかかわらず、うまく発信できていなかったようです。自治体からの希望もあり、桃のまちとしてブランディングするために特設サイトを製作し、生産者のインタビュー、現地のお店情報、桃をアレンジしたレシピなどふるさと納税以外の情報を多く掲載したことによって、寄附額が大幅に増加させることに成功した事例もございます。

このように、ポータルサイト内広告だけでなくLINE、Yahoo、グーグル、フェイスブック、インスタグラムなどのウェブ広告を活用してふるさと納税のプロモーションをし、寄附額の増加や地域の活性化に成功した事例もありますので、引き続き調査研究をよろしく願いいたします。

そして、③今後の取組としてであります。個人版もそうですが、企業版のふるさと納税についてであります。今後、地域再生計画に掲げる本市の課題に活用することのできる貴重な財源確保のために、引き続きより多くの賛同企業を募集していく必要もあるかと考えますが、先ほども答弁にありました、企業版ふるさと納税に興味を持っていただけるように周知を図るとありましたが、そもそも企業版ふるさと納税、現在の2件の企業はどのような経緯で寄附をしてくださったのかお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。政策推進室理事。

○綿引誠二政策推進室理事 本市に企業版ふるさと納税いただきました企業についてのご質問でございますが、1件目の企業につきましては、茨城県内への出店の30年を記念されまして、本市を含めます県内で出店しました各市町村へご寄附されておりまして、2件目の企業につきましては、経営者が本市出身の方で、本市の発展のためにということでご寄附を頂いている状況でございます。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番（石川剛議員） ご答弁ありがとうございました。

内閣府では、地方公共団体と企業のマッチングを推進し、企業版ふるさと納税の一層の活用を促進する目的として、内閣府企業版ふるさと納税マッチングアドバイザー制度を創設しているようです。自治体として企業にどうやってアプローチをすればよいか、どのように多額の企業版ふるさと納税を企業からもらっているのかなど、何かしらヒント、参考となり、マッチングの確度向上が期待できるかと考えられますので、ぜひアドバイザー派遣の活用も検討してみてもよろしいのではないのでしょうか。

今後、ふるさと納税の拡充により、返礼品の提供事業者の所得向上と市の財源の確保に向けて積極的に取り組まれることを期待しております。

また、本市においては、体験型のふるさと納税としてバンジージャンプも返礼品となっておりますが、他市においても様々な体験型の返礼品も用意されているようであります。例えば、1日

市長体験，寄附金額100万円といったユニークな返礼品もあるようです。産経フォーラムによると，ふるさと納税返礼品にも物から事への波，つまり体験型が拡充中であり，本市でも活用しているふるさとチョイスによると，同サイトに登録されている体験型の返礼品数は，今年6月時点で約1万5,000，直近3年で約1.8倍，また同期間，寄附数実績も約1.6倍で，増加を続けているとのことでもあります。体験型でありますと，本市に来てもらうきっかけとなり，さらに交流人口の増加につながり，同時に本市のすばらしい観光資源の魅力を多くの方々に発信できるのではないかと考えますので，返礼品のブラッシュアップに伴い，体験型など様々なメニューの開発を期待いたします。

また，特に企業版ふるさと納税につきましては，内閣府地方創生推進事務局によると，企業版ふるさと納税を活用する意義として，2016年の創設以来，活用実績が着実に増加し，単なる資金面での支援にとどまらず，企業のノウハウ，アイデアや人材を活用した新たな地方創生の取組が全国各地で生まれているとされております。寄附を契機に，企業と連携協定を締結する例や，寄附活用事業の企画立案段階から企業が参画する例もあり，企業版ふるさと納税の活用を通じ，様々な形で自治体と企業のパートナーシップが構築されているとのことです。企業版ふるさと納税は，寄附額を通じて官民連携を推進する効果的な施策となると考えます。

個人版のふるさと納税の充実に加え，企業版のふるさと納税にもさらに積極的に取り組んでいただけるよう，要望といたしまして，私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○藤田謙二議長 次，2番根本仁議員の発言を許します。2番根本仁議員。

〔2番 根本仁議員 登壇〕

○2番（根本仁議員） おはようございます。2番根本仁でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので，通告順に従いまして，一般質問をさせていただきます。

令和5年6月2日の水府地区に対しての全員避難指示の発令についてであります。

ここ数年間，日本では集中豪雨や洪水，地震，大雪，土砂崩れなど，全国各地で自然災害が発生しております。この3か月だけでも，梅雨前線による大雨や台風による被害で15を超える府県が「災害救助法」の適用を受けています。災害の頻度が増すとともに，その範囲が広く大きなものになっていると感じます。

このような中，常陸太田市も本年6月2日，水府地区に対し，全員避難指示を発令しました。その際に，状況の把握や避難所運営等，夜を徹して対応した市長をはじめとする職員の皆様には深く感謝と敬意を表すところでございます。しかしながら，避難指示の発令は市民の生命を守る上で大変重要な役割を果たすものであり，当時の状況を正確に把握し，様々な立場から検証，改善を行うことで，市民の安心安全を一層高めることにつながるものと確信しておりますので，私の立場から，このときの対応につきまして，次の4点をお伺いいたします。

1つ目としまして，6月2日18時10分の避難指示は，茨城県及び水戸気象台の土砂災害警戒情報，警戒レベル4相当を受け，宮田市長が決断したものと推測していますが，19時50分，防災無線でこのように発信しました。

常陸太田市災害対策本部からお知らせします。和田町地内の山田川の水位が上昇しています。

水府地区の方は速やかに避難をしてください。

この放送では、土砂災害ではなく山田川の洪水災害のための避難指示であるかのようです。また、令和5年6月12日付、全員協議会資料（防災対策課）によりますと、18時10分に避難指示を発令したとき、山田川常井橋観測所では警戒レベル1相当でした。その後、若干の水位上昇がありましたが、最高水位は2.98メートルと警戒レベル2相当に達することはなく、警戒レベル1相当のままでした。資料を拝見する限り、洪水災害が起きるような状況には思えません。

そこで、今回の避難指示は、水戸気象台の土砂災害警戒情報を受けた土砂災害のための避難指示であったのか、洪水災害のための避難指示であったのか、それとも両方であったのか、避難指示を発令した経緯や理由についてお伺いいたします。

2つ目としまして、茨城県及び水戸気象台から14時40分に警戒レベル3相当、大雨警報（土砂災害）が発令されました。それにもかかわらず、市災害対策本部からは警戒レベル3高齢者等避難の発令がなく、18時10分に警戒レベル4避難指示を発令しました。なぜ警戒レベル3高齢者等避難を発令せずに、最初から警戒レベル4避難指示を発令したのか、理由をお伺いいたします。

3つ目としまして、今回の指示で水府地区の避難行動要支援者199名全員に安否の確認及び避難支援の可否を電話で確認し、そのうち3名の方が公的支援により避難したとのことですが、その他の196名の避難行動要支援者の避難状況についてお伺いいたします。

4つ目といたしまして、避難指示の発令から約3か月が過ぎており、その際の反省点がまとまっているかと思しますので、どのような課題があり、どのような改善を行ったのか、避難行動要支援者の避難も含めお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。ご答弁のほどよろしくお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。総務部長。

〔岡部光洋総務部長 登壇〕

○岡部光洋総務部長 本年6月2日に発生した台風第2号に関してのご質問にお答えいたします。

初めに、今回の避難指示は何に対する避難指示であったのかについてお答えいたします。

まず、今回の避難指示を行うまでの経緯でございますが、6月2日13時に災害警戒本部を設置、その後14時40分に水戸地方気象台から土砂災害に対する警戒レベル3大雨警報の発表があり、この情報に基づき、16時に災害対策本部を設置し、市内6か所に避難所の開設を行いました。16時25分には警戒レベル4土砂災害警戒情報の発表がありましたので、18時に水府地区に対して土砂災害に関する避難指示を発令いたしました。その後、18時50分過ぎに山田川の和田水位観測所の水位が高齢者等避難相当の避難判断水位である3.1メートルを超過いたしました。その時点において、既に土砂災害に関する警戒レベル4の避難指示を水府地区全域に発令し、避難を促しておりましたので、改めて洪水災害のレベル3高齢者等避難を発令するのではなく、洪水災害に関する速やかな避難の呼びかけを再度行ったという経緯でございます。

続きまして、最初から警戒レベル4避難指示の発令を行った理由でございますが、14時40分に水戸地方気象台から警戒レベル3大雨警報、土砂災害の大雨警報の発表があった後、早めの

避難を促す趣旨から16時に避難所の開設を行い、防災行政無線等で周知をいたしました。しかしながら、その時点では天下野町地内の観測所の1時間当たりの降雨量が5ミリメートル程度という状況であり、気象等の状況について引き続き情報収集及び注視していたところ、その後の雨量の増加により、16時25分に警戒レベル4土砂災害警戒情報の発表がありましたので、高齢者等避難を発令せずに、警戒レベル4の避難指示を発令いたしました。

続きまして、今回の避難指示の際、避難行動要支援者の避難状況についてお答えいたします。

避難指示を発令した水府地区の避難行動要支援者199人に対し、避難支援の要否を確認した結果、3名の要支援者の方が、本人の意思に基づき、市職員による公的支援によって避難をいたしました。残り196名のうち7名の方は、支援者等の支援により避難所に避難をしてございます。それ以外の要支援者の方は、避難所への避難をしておりませんでした。

最後に、今回の避難指示に関してどのような課題があり、どのような改善を行ったのかについてお答えいたします。

課題としましては、避難行動要支援者を含め、避難所へ避難する方が少なかったことが上げられます。このうち、避難行動要支援者の方が避難をしなかった要因としましては、避難行動要支援者自身が洪水や土砂災害のハザード内に居住されていることを認識していないことが考えられます。また、7月9日に実施をいたしました市災害対応訓練の参加者アンケート結果からは、市の指定した避難所から自宅が遠いことを理由に避難をちゅうちょする方もいることも分かりました。これらの課題に対しまして、市の指定した避難所が自宅から遠いことを理由に避難をちゅうちょするため、開設する避難所の場所について検討を進めるとともに、自主防災会等により身近な自主避難所の開設促進に向け、広報誌8月号におきまして、自主避難所について周知を図ったところでございます。さらに、避難行動要支援者につきましては、避難行動要支援者名簿に洪水や土砂災害ハザード内外の表記を新たに明記し、ハザード内の方の避難を優先的に支援ができるよう整備をしたところでございます。

災害が激甚化し、頻発する近年の状況を踏まえ、本市では災害からの逃げ遅れゼロを目標として掲げており、評価と検証を繰り返しながら改善を行い、安全安心なまちづくりを進めてまいりたいと考えてございます。

○藤田謙二議長 根本議員。

〔2番 根本仁議員 質問者席へ〕

○2番（根本仁議員） ご答弁ありがとうございます。それでは、2回目の質問を行います。

1つ目の質問、何に関する避難指示であったかという質問に対し、今のご答弁を確認しますと、18時10分の避難指示は、土砂災害に関する警戒レベル4避難指示であった。そして、19時50分の無線放送、今、呼びかけとご答弁があったものは、本来、洪水災害に関する警戒レベル3高齢者等避難であったが、既に土砂災害に関する警戒レベル4避難指示を発令していたので、警戒レベル3高齢者等避難の発令を行わずに、洪水に関する警戒レベル4避難指示を発令したということよろしいでしょうか。お伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。総務部長。

○岡部光洋総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

1 回目の答弁のとおり、18時10分の放送は土砂災害に関する避難指示でございまして、19時50分の放送につきましては、避難指示発令後、山田川の和田水位観測所の水位上昇に伴い、早期避難の呼びかけを再度行ったものでございます。

○藤田謙二議長 根本議員。

○2番（根本仁議員） ご答弁ありがとうございます。

今、土砂災害に関する警戒レベル4避難指示であったとご答弁された18時10分の避難指示では、このように放送しています。

常陸太田市災害対策本部からお知らせします。水府地区に避難指示を発令します。水府地区の方は速やかに全員避難をしてください。

この後、開設避難所などを放送していますが、この放送から土砂災害に関する避難指示と理解できる人はいないのではないのでしょうか。何の災害に対する避難であるのか分かりません。

続いて、19時50分の無線放送を確認します。

常陸太田市災害対策本部からお知らせします。和田町地内の山田川の水位が上昇しています。水府地区の方は速やかに避難をしてください。

これは、洪水に関する警戒レベル4避難指示であると思うのではないのでしょうか。これが警戒レベル4避難指示でもなく、警戒レベル3高齢者等避難でもなく、早期避難のための呼びかけというのは、以前の警戒レベルに存在した避難勧告のような意図で放送したのでしょうか。

今ご答弁をしていただきましたが、市の意図しているものがこの防災無線放送では十分に伝わらなかったのではないかと思います。そもそも避難情報は、災害時にその地域の居住者が取るべき行動を分かりやすく示さなければなりません。土砂災害と洪水災害とでは、避難の対象地域も避難経路、避難場所も当然変わってきます。避難情報を発令する際は、どの地域に対するものであるのか、何の災害のためであるのか、どの警戒レベルであるのかを示し、市民が取るべき避難行動を明確に示す必要があります。このことを踏まえ、改善をお願いいたします。

それでは、2つ目の質問に移ります。

なぜ警戒レベル3高齢者等避難を発令せずに最初から警戒レベル4避難指示を発令したのかという質問に対するご答弁を確認しますと、早めの避難を促す趣旨から、16時10分に避難所開設を行い、防災行政無線等で周知したとのことですが、これは土砂災害に関わる警戒レベル3高齢者等避難の発令と同じもの、またはそれに代わり得るものとお考えでしょうか。答弁をお願いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。総務部長。

○岡部光洋総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

高齢者等避難の発令ではなく、その前段階として、自主的に避難される市民に対応するため、避難所を開設した旨を周知したものでございます。

○藤田謙二議長 根本議員。

○2番（根本仁議員） ご答弁ありがとうございます。

十分ご存じのことと思いますが、災害時における市町村の責務や避難情報発令の手順についてまとめたものとして、内閣府が公表している避難情報に関するガイドラインがあります。令和3年5月に改定されましたが、改定の趣旨は、令和元年台風第19号による避難の際、警戒レベル3が避難準備、警戒レベル4が避難勧告及び避難指示であり、避難するタイミングが分かりにくく、逃げ遅れる方が多くいらっしゃいました。その反省から、警戒レベル3は高齢者等避難、警戒レベル4は避難指示と、災害時に取るべき避難行動を分かりやすく示しました。このことを踏まえれば、警戒レベル3 高齢者等避難を発令することで避難に時間を要する高齢者等に早めに周知し、警戒レベル4 避難指示で確実に避難を完了しなければなりません。

今のご答弁では、16時の避難情報は警戒レベル3 高齢者等避難の前段階のものであり、自主避難に対応するために避難所開設の周知であるとのことでした。しかしです。避難情報に関するガイドラインによれば、レベル3 高齢者等避難は、高齢者以外の人にもふだんの行動を見合せ始めたり、危険を感じたら自主的に避難を始めるタイミングであるとあります。この基準に照らし合わせれば、16時の市の避難情報は自主避難の周知であり、本来はレベル3 高齢者等避難の避難行動であります。そして、この基準では、質問1の早期避難のための呼びかけも、レベル3 高齢者等避難の避難行動に当たります。

今回、市が発令した災害情報では、何の災害に対応するものなのか、どの警戒レベルにあるものなのかが明確でなかったため、市民の取るべき行動が分かりにくく、避難をする方が少なかったという側面もあったように思います。今後、災害において迅速で正確な情報発信を行うとともに、この避難情報に関するガイドラインに準じ、市民の安全を確保できるよう改善をしていただきたいと思えます。

続きまして、3つ目の質問に移ります。

避難行動要支援者の避難状況についてですが、199名全員に避難支援の要否を確認し、3名の方が公的支援で避難、7名の方が何らかの支援を受け避難したことは理解しました。先ほど答弁の中で、目標、逃げ遅れゼロとありました。この視点に立ったとき、警戒レベル4 避難指示を発令したら、避難行動要支援者を含む避難対象者は全員避難しなければなりません。特に避難行動要支援者は、刻々と変化する自然状況、ご自身の体調、支援してくれる人の状況により、避難するつもりであったのにそれが難しくなり、逃げ遅れてしまうこともあります。避難行動要支援者に対しては、安全な場所に避難するまでの所在を把握したほうがよいのではないかと思います。全員に避難支援の要否を確認したとのことですので、その際に、いつ、どこに避難をするのかも併せて確認し、さらに避難所において避難行動要支援者の避難完了までを把握してほしいと思えます。このことにより、警戒レベル4 避難指示が発令されたときに避難行動要支援者が避難所に到着していなければ早めに対応することができ、逃げ遅れを防ぐことができます。避難所での電話確認が煩雑になるようであれば、ICT機器を活用するなど簡単、確実に避難情報を共有できるような検討も必要です。

ただ、その際、留意しなければならないのは、警戒レベル3 高齢者等避難は比較的早いタイミングで発令することから、いわゆる空振りになりやすい上に、発令頻度も比較的多くなります。

そのような状況では、施設利用者の避難行動が大きな負担となり、市としても避難情報をちゅうちょしてしまう要因にもなりかねません。

そこで、例えば警戒レベル3高齢者等避難で避難態勢を確認するとともに、避難時の持ち出し品を先に移動し、警戒レベル4避難指示のタイミングで確実に避難をするなど、事前に施設管理者と手順を打合せしておくことも有効であると思います。このように、具体的で実効的な改善を進めていただきたいと思います。

続きまして、4つ目の質問に移ります。

今回の避難指示に関する課題と改善点についてですが、避難所が遠い、避難する方が少なかったとの課題に対し、自主避難所の開設を促進し、周知すること、避難行動要支援者名簿にハザード内外の表記を追記し、避難体制を改善すること、理解しました。

しかし、身近な自主避難所の開設を促進するとのことですが、避難対象者の近くに避難所があったのでは、災害時に避難所としての機能を有することができなくなってしまうおそれがあります。さらに、災害時にその避難所を使用できる、できないの検討が必要となり、使用できない場合には、市民がそこに避難することのないよう、確実な周知が必要となります。避難所を増やすことは、幾つかのメリット、デメリットが考えられますので、災害時の混乱の原因にならないよう、十分に検討し、市民の安全のための改善を進めていただきたいと思います。

6月2日に避難指示が発令されたとき、私は水府地区に行って状況を確認したい気持ちでいっぱいでした。しかし、私が水府地区に行くことで逆に迷惑をかけることになりかねないと思い、自宅で水府地区の方に連絡を取り、状況を確認しておりました。私が連絡をした和田町の方は、こちらは大丈夫です、和田西のほうが川の近くであり、そちらのほうが低くて危ないとおっしゃっていました。そこで、和田西の方に連絡をしてみると、家族は避難所へ行っている、自分は自宅で様子を見ているが、そろそろ避難所に行こうと思っているとのことでした。私は気を付けて避難するようお伝えしました。ほかには、あしたから子どもが修学旅行なので避難所に行くのをちゅうちょしているとおっしゃっている方もいました。私はその方に、避難指示が発令されているのですぐに避難してくださいとは言えず、夜の間、大変心配でした。ほかにも、親戚のある他の市に避難しているご家族もいましたが、避難してない方も多くいらっしゃいました。

また、天下野町や高倉町の方にも連絡を取りました。天下野町の方は、自分の家は問題ない、県道の東側のほうが危ないとおっしゃっていました。この方は天下野1、2区辺りで、県道33号の西側にお住まいです。確かに県道の東側何メートル下はもう山田川が流れていますが、県道の西側は洪水災害が起きるとは思えない場所です。これらの状況をどのように感じるでしょうか。課題が幾つか見えてきます。

1つ目は、避難地域に多くの方が残られ、全員避難が完了していないこと。2つ目は、市民に危機感が十分に伝わっていないこと。3つ目は、全く危険性がない地域にも避難指示を発令している可能性があること。

避難指示は、「災害対策基本法」第60条に定められている避難を呼びかける情報で、災害により生命や財産などに被害が発生するおそれのある地域の住民に対して市区町村長が発令するも

のです。この第60条に定められた避難指示は、強制力を持つものではありません。また、罰則規定も設けられておりません。しかしながら、避難対象者全員が従わなければならないものであると解釈できます。

避難時の情報は市に集まります。市長は、その情報を的確に判断し、市民が適切な行動を取れるよう、情報提供をしたり避難指示を発令したりします。今回、市長が水府地区全体に災害のおそれがあると判断し、全員避難指示を発令したのですから、水府地区の居住者は避難しなければなりません。避難すべき、避難の必要がないと判断するのは市民個々ではなく、多くの情報が集まり、的確に判断できる市長であります。水府地区の方は速やかに全員避難してくださいと避難指示をしているにもかかわらず避難してないということ自体、逃げ遅れの始まりです。

このようなことは考えたくありませんが、仮に大きな災害が発生していたら、市民が生命の危険にさらされ、取り返しのつかない大きな犠牲を払うことになってしまった可能性が少なくありません。災害が起きなくてよかったですだけで済ませてはいけません。課題や原因を多面的に考えていくことが大切であり、それらを明らかにすることで、よりよい対応へとつながっていくと思います。

課題の一部が防災無線のアナウンスの内容に現れていると感じましたので、18時10分の避難指示をもう一度確認します。

常陸太田市災害対策本部からお知らせします。水府地区に避難指示を発令します。水府地区の方は速やかに全員避難してください。

何の災害であるのかが分かりません。全体的に危機感も低いように感じます。このアナウンスを直すとしたら、「緊急放送、緊急放送、こちらは常陸太田市です。大雨のため、水府地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4避難指示を発令しました。」たった2つの部分を直すだけでも、印象が変わってきます。さらに、「山田川が氾濫するおそれが高まったため、和田町内の洪水浸水想定区域に対し」など、区域を絞り込むことで、避難地域の方の意識を高め、避難を促すこともできます。また、防災無線以外にもハザードマップを効果的に活用し、日頃から土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域を周知徹底することも大切です。これは私見でありますので、常陸太田市として十分に検討していただきたいと思います。その際、市民の皆さんの立場になることで、実質的に効果のあるよりよい対応へとつながるものと思います。

来年は合併20周年であり、記念行事などの準備が始まったことと思います。しかし、市役所から離れた地域の方の中には、太田のほうばかりが恵まれ、こちらにはあまり目を向けてくれないと感じている方も残念ながらいらっしゃいます。これは……。

○藤田謙二議長 根本議員に申し上げます。

一般質問ですので、通告の内容に徹してください。

○2番（根本仁議員） はい、分かりました。

これは、うまく伝わってないための偏った見方や、事実と異なる部分があるかもしれませんが、このように感じている人も事実です。今回の対応を振り返り、水府地区の方の視点で考えるとき、仮に統合前の水府村であったならば、水府村全体に全員避難指示を発令するというようなことは

なかったのではないかと考えています。少なくともどこの地域が危ないとか何の災害であるかが分かるように避難指示を発令したのではないのでしょうか。きめの細かい対応、水府の方に寄り添った対応がもう少しできた可能性があるのではないかと感じました。

市長をはじめとする職員の皆さんは、当日はもちろんのこと、日頃から一生懸命に対応していることは十分理解しております。また、自然気象は予測が難しく、それに関わる避難指示を地域を特定して発令することは難しい判断が伴うのも理解しておりますので、このような発言をすること自体、私自身、大変心苦しく感じております。しかし、災害時の対応は市民の生命に直結します。もしあのときこれを伝えておけばよかった、ここを直しておけばよかったと後悔しては遅いのです。災害時においては、適切な対応を行うため、ここにいる皆さん一人ひとりが自分の役割を日頃から理解し、安全への知見を高めておかなければなりません。

大変恐縮ですが、教育長でしたらば、ご自身で理解するだけでなく、各学校の安全管理状況を把握するとともに、学校の管理者の安全……。

○藤田謙二議長 根本議員に申し上げます。

通告範囲内の発言に徹してください。

〔「違うだろう、質問と」と呼ぶ者あり〕

○2番(根本仁議員) 私は、この場で発言することにより、多くの皆様の安全への理解を深め、防災対応へのさらなる改善を進めたいと思っています。単に常陸太田市の目標、逃げ遅れゼロを目指すだけでなく、逃げ遅れゼロを完全に実現し、安心安全な常陸太田市となることを切に望み、私の質問を終わります。

○藤田謙二議長 次、9番平山晶邦議員の発言を許します。9番平山晶邦議員。

〔9番 平山晶邦議員 登壇〕

○9番(平山晶邦議員) 平山晶邦です。通告に従い、一般質問を行います。

平成の市町村合併で新生常陸太田市になって、来年で20年を迎えます。市も、来年度には様々な20年記念行事を計画するようです。私は、20年の節目を迎えるに当たり、未来に向かっての記念行事になることを望みます。20年という時の流れの中で、大きく社会環境が変わってきました。気候も、人の暮らしも、IT環境も、子どもたちの教育環境も、そして世界状況も、多くのことが20年前とは違ってきています。そして、私たちを取り囲む社会環境の変化は、年々そのスピードを増しているように感じます。

私の好きな言葉に、脱皮できない蛇は死ぬという言葉があります。その言葉のように、私自身は常に自分を変える努力をしようと思っておりますが、現実的には難しく、困難を伴っています。しかし、社会の中で生きている、生活している私たちは、変わりゆく社会状況を捉えて、その社会環境に合わせていくことが求められるのではないのでしょうか。20年前とは社会状況と環境が大きく変わっている中で、常陸太田市の事業環境はどれほどの変化を遂げているのでしょうか。

行政の事業は、変えれば全てよいとは限りません。そして、変化するには市民の理解が必要になります。事業を変える、仕組みを変えるには、市民に対しての行政の透明性と情報の共有化と市民をリードする行政からの提案であります。

私は、6月議会でも申し上げましたが、東部土地区画整理事業が進むにつれ、常陸太田市が新たなステージに入ってきたように思います。子育てのソフト事業で注目されていた常陸太田市が、ハード面の整備が進むに従い、改めて注目されるまちになってまいりました。ハウスメーカーの住宅分譲も進んでいるように感じます。人が住むまち、若者が行き交うまちにするために、市はより一層の事業の在り方、そして変化が求められてくると思います。不合理なもの、非効率的なものは変えていくという市民に対しての提案が必要になってくるのではないのでしょうか。

前段に以上のことを申し上げ、私の一般質問に入ります。

第1の質問は、市が出資している第三セクター、株式会社水府振興公社、一般財団法人里美ふろさと振興公社、常陸太田産業振興株式会社の今後についてお伺いをいたします。

私は、3月定例議会の一般質問で、市が出資している第三セクターが指定管理団体として観光行政の受皿となっている、この3団体の今後の在り方について伺いました。ご答弁では、持続可能な運営が可能となる力強い組織へと変革していくことも必要ではないかと考えるというご答弁でありました。今議会に出資3団体の昨年度経営状況報告書が配られました。その内容を見ると、3団体ともその経営環境は厳しさを増しているように思います。市が出資している団体ですから、市民に対して透明性や説明責任が求められます。そこで、昨年度の経営状況報告書から見えてくる内容と、今後の組織の在り方をお伺いいたします。

1点目は、3団体の令和4年度の決算状況、3団体に対する指定管理料の過去3か年の推移、3団体に市から出向している職員数と全体の職員数、地元雇用の人数をお伺いいたします。

2点目は、市は3団体に対してどのような経営管理や指導を行い、課題、問題等の解決を行っているのかをお伺いいたします。

3点目は、3団体は現在の組織経営形態で持続可能な経営状況を維持できる体制と今後ともなり得るのか、ご所見をお伺いいたします。

第2の質問は、利用者ニーズに対応した公共施設の維持運営についてお伺いをいたします。

常陸太田市公共施設再配置計画平成31年3月版の再配置における基本方針の中で、1、サービスを利用する人、団体の特性に合わせた再配置計画とすることや、市民ニーズ等の状況変化に対応したサービスの適正化ということをやっています。私も前段で申し上げておりますとおり、新生常陸太田市になってから20年の年月の中で、本市を取り巻く社会環境は大きく変化をしているということを申し上げております。同様に、市民のニーズの変化も起こっています。市内外の人々が直接利用する公共施設は、特に利用者のニーズに敏感でなければならないと思います。公共施設再配置計画を進める中で感じることは、計画の中で残していく施設に対して、利用者ニーズに対応した施設となっているのかという疑問であります。

そこで、1点目として、利用者ニーズに対応した維持管理の現在の状況についてお伺いをいたします。

2点目として、社会環境の変化に沿った施設の質向上についてお伺いをいたします。

以上で私の1回目の質問といたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。総務部長。

〔岡部光洋総務部長 登壇〕

○岡部光洋総務部長 市が出資している3つの第三セクターの経営状況報告書からの内容と、今後の組織の在り方についてのご質問にお答えいたします。

1点目の3団体の令和4年度の決算状況、過去3年の指定管理料の推移、職員数についてでございますが、株式会社水府振興公社につきましては、売上げ等収入が1億5,566万6,000円、売上原価並びに販売費及び一般管理費等費用が1億6,372万6,000円で、差引き806万円の赤字になってございます。指定管理料につきましては、令和2年度が2,420万円、令和3年度が3,130万円、令和4年度が5,330万円となっております。なお、令和4年度に指定管理料が2,200万円増額している点につきましては、金砂の湯の指定管理者となったことによるものでございます。職員数につきましては、市からの退職派遣が1名、正職員が7名、パート職員が34名の計42名で、市内在住の地元雇用が36名でございます。

一般財団法人里美ふるさと振興公社につきましては、収入が2億2,796万3,000円、費用が2億2,450万5,000円で、345万8,000円の黒字となっております。指定管理料につきましては、令和2年度が6,650万円、令和3年度が7,970万円、令和4年度が7,802万4,000円でございます。職員数につきましては、市からの出向者が2名、正職員が8名、パート職員が14名の計24名で、地元雇用が21名でございます。

常陸太田産業振興株式会社につきましては、収入は8,259万7,000円、費用が8,100万2,000円で、159万5,000円の黒字となっております。指定管理料につきましては、令和2年度が210万円、令和3年度が1,838万円、令和4年度が1,990万円でございます。令和3年度に指定管理料が1,600万円ほど増額している点につきましては、市職員を派遣する人件費に充当するためのものでございます。職員数につきましては、市からの退職派遣が2名、正職員が1名、契約社員が1名、パート職員が23名の計27名で、地元雇用は15名となっております。

2点目の3団体についてどのように経営管理や指導を行い、課題、問題解決を行っているのかの質問でございますが、市の定める指定管理者モニタリングマニュアルに基づきまして、毎月、各施設から所管部署へ利用状況等の報告がされているほか、条例に基づき、公の施設の指定管理者選定委員会で所管部署の指導の状況等につきましてもチェック等をしているところでございます。

加えて、里美ふるさと振興公社におきましては、平成29年に令和3年度を終期とする経営健全化計画を策定し、上期と下期の年2回、収支状況について報告を受け、経営管理等に関する指導を行ってきたほか、経営健全化計画が終了した昨年度以降におきましても、引き続きこうした措置を継続しているところでございます。

水府振興公社につきましては、自主事業実施の際には随時協議を行うなどの対応をしておりますが、同公社につきましては令和4年度の決算の結果、債務超過の状態になりましたことから、副市長を委員長といたします経営健全化検討委員会を本年7月に立ち上げ、里美ふるさと振興公社と同様に経営健全化に向けて経営管理等に関する指導を行うこととしてございます。

また、常陸太田産業振興株式会社におきましては、所管課において月次の報告を受け、経営や運営について課題や疑問等が生じた場合には、その都度、協議をするなどの対応をしてきたところでございます。

このように、3団体の報告の内容や時期につきましては、それぞれの団体における事業範囲やその内容、さらには経営課題も異なることから、統一的な経営管理や経営諸表の分析ができていなかった可能性もありますことから、総務省の地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業によります第三セクター等の経営改革に関するアドバイザーを活用いたしまして、経営分析や改善策を検討していくこととしてございます。

3点目の、3団体は今後とも現在の組織経営形態で持続可能な経営状況を維持できる体制となり得るのかのご質問でありますが、令和4年度の決算を見る限りでは、光熱費等の高騰などによって温浴施設を中心に収益が著しく悪化し、水府振興公社に至っては赤字を計上し、債務超過にも至ったことを考慮いたしますと、適正な経営や健全化に向けた指導等が必要であるものと危機感を抱いております。このため、2点目の答弁で申し上げました外部の専門アドバイザーも活用しながら、現状分析や将来的な経営に関するアドバイス等もいただきつつ適切に指導等を行うとともに、現在、各管理を任せている各団体の今後の組織の在り方につきまして、持続可能な運営ができる体制づくりを早急に検討を行うべく努めてまいります。

○藤田謙二議長 企画部長。

〔柴田道彰企画部長 登壇〕

○柴田道彰企画部長 利用者ニーズに対応した公共施設の維持、運営についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の利用者ニーズに対応した維持管理の現在の状況についてでございますが、市は現在、公共施設等再配置計画に基づき、公共施設等の将来費用に対する財源不足の解消を目指して、平成29年度から令和38年度までの40年間で、将来費用不足分500億円の縮減の数値目標を掲げ、市内全ての公共施設について、複合化、建物廃止、施設機能維持等再配置の実施方針とその対応期限を定め、関係各部課等により組織された庁内推進体制の下、毎年度、調査、検証を実施するとともに、随時、見直しも図りつつ、施設の再配置に取り組んでいるところでございます。

その中で、実施方針が複合化や施設機能維持等とされております、今後も維持、運営していく施設につきましては、再配置計画上の長期的な視点に立った計画的な保全、市民ニーズ等の状況変化に対応したサービスの適正化といった基本的な考え方の下、各個別施設の施設所管課において詳細な調査、検討を行うとともに、関係部課等が横断的に関わり、再配置に取り組むこととしております。

現在のところ、ほとんどの施設が市町村合併前に整備した施設のため、老朽化が進んでいることから、施設の保全に係る修繕や長寿命化対策等が中心となっておりますが、これまで実施した利用者ニーズへの対応としましては、ぬく森の湯のリニューアルや市役所本庁舎駐車場のレイアウト改修、歩行者用屋根の設置等がございます。また、本年度におきましては、来庁者の利便性の向上等に向けて、市役所本庁舎1階フロアの改修を行うこととしております。

今後とも利用者の視点に立ち、関係各部課等が横断的に連携しながら、利用者ニーズを踏まえた対応を進めてまいります。

次に、2点目の社会環境の変化に沿った施設の質向上についてのご質問にお答えをいたします。

現在、本市は公共施設等再配置計画に基づき、保有する公共施設とそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的に管理、活用するファシリティマネジメントの考え方を取り入れながら、財政状況や人口減少、少子・高齢化等による利用者ニーズの変化も踏まえ、長期的な視点に立ち、総合的かつ計画的な管理運営を行うこととしておりますので、現状維持を前提とせず、利用実態やコスト状況、今後の利用見込み等を踏まえて、社会環境の変化に沿った施設機能の見直し、公共サービスにおける質の向上を図っていくことが重要であると考えております。

また、民間活力の活用による効果が期待できる施設につきましては、指定管理等、民間のノウハウやアイデアを活用したサービスの向上や施設の有効利用、運営の効率化等の検討も必要になるものと考えております。

今後も公共施設に求められる役割や機能を十分に踏まえた上で、利用者の声や施設の特徴、実情等も考慮しながら、次世代に継承できるよう、適正な施設の整備及び管理に努めてまいります。

○藤田謙二議長 平山議員。

[9番 平山晶邦議員 質問者席へ]

○9番(平山晶邦議員) 2回目の質問をいたします。

要望事項、そして確認、2つ申し上げたいと思います。

第1の質問であります1点目の3団体の決算状況、指定管理料の推移、職員数については、理解をいたしました。

2点目の経営管理や運営指導については、ご答弁であったように経営管理が十分できていなかったことに対しては反省をしていただき、今後は総務省の地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業で、この第三セクターの経営改革に関するアドバイザーを活用した経営分析や改善策を検討していくというご答弁、私もそのように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

また、総務省のこの事業は、常陸太田市も改善策などが必要であれば覚悟を持って改善策などを受け入れる必要があるのではないかと考えております。この点もよろしく願いを申し上げます。

3点目でございますが、組織の経営形態の今後の在り方については、1点だけ確認させていただきます。

昨年度までの決算状況は分かりましたが、今年度の7月までの実績は、各3団体、どのような進捗状況になっているのか。確定した数字はまだ決まってないと思いますから、数字は結構でございます。簡単に、プラスなのかマイナスなのか、各団体の進捗状況についてお答えください。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。総務部長。

○岡部光洋総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

本年度7月までの3団体の経営状況についてでございますけれども、里美ふるさと振興公社それ

から常陸太田産業振興株式会社につきましては黒字、水府振興公社につきましては赤字となっております。

○藤田謙二議長 平山議員。

○9番（平山晶邦議員） 分かりました。

経営環境も厳しい、そしてまた水府振興公社におかれましてはやはり経営状況も厳しいという現状を理解いたしました。

改めて、三セクに関しては要望を申し上げます。

ぜひとも、総務省まで巻き込んで現状分析と将来的な経営についてアドバイスをいただくわけですから、問題が出てくるのであれば早急な三セクのありようの結論を出すべく努めていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

第2の質問の施設の在り方については、ご答弁でありましたように環境が変化しているわけですから、特に市民、また市外から来る利用者の利便性、そしてその要望、そういうふうなものを捉えた選ばれる施設に対応する、そのような施設管理、施設運営を改めてお願いを申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。

○藤田謙二議長 次、10番益子慎哉議員の発言を許します。10番益子慎哉議員。

〔10番 益子慎哉議員 登壇〕

○10番（益子慎哉議員） 自由民主党の益子慎哉でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告に基づき質問いたします。

2020年4月から新型コロナの感染拡大に対する緊急事態宣言が出され、観光業も大きく落ち込み、本市においてもそれぞれの観光施設に大きな打撃を受け、経営状況も大きく落ち込みました。しかし、今年5月より、アフターコロナの中で、鉄道旅客は90%まで、航空旅客はコロナ前の115%も回復している状況です。本市においても、観光バスはコロナ前よりは少なめですが、マイカーによる様々な年齢層の方が、休日そして平日も本市を訪れております。

このような状況下で、本市においてアフターコロナを見据えた観光産業の再生に向けた対応が必要だと思います。今までの観光は、できるだけ多くの場所を訪れ、そこに並べられた様々な商品を買うという形から、その地域の魅力を資源とした滞在型で付加価値の高い商品を探求していく、新しい形になっているように思います。観光施設においても、若者や様々な方々が活動し、様々な中でお客様を迎える環境を整えることが本市の観光の急務であると思います。執行部におかれましては、竜神エリアについて、本市の茨城デスティネーションキャンペーンなど観光施設の誘致促進の拠点として位置づけ、各施策に取り組んでいることに感謝申し上げますとともに、地元としても大いに期待しております。

今回、竜神大吊橋周辺のイベント広場の利用の在り方についてお伺いいたします。

多くの人が集まる場は、若い人にも魅力があり、観光というビジネスチャンスの場でも関心が高いようです。平日は普通のサラリーマンで、週末は観光地で仕事をする若者が増えております。竜神大吊橋のイベント広場は、そのような若者ややる気のある中高年者に提供して、魅力ある観

光地にしていくため、お伺いします。

1、観光施設の公平な運営について。

(1)で、竜神大吊橋の物産施設における特定業者の利用についてお伺いします。

まず1で、一業者にいつからどのような契約内容で貸しているのかお伺いします。

この広場で多くの出店者の中で、当初この業者が独自で市の建築物に無許可で構造物をつくり、営業していました。指摘を受け、市から取壊しの命令を受けて取り壊しましたが、新たに水府振興公社で費用を出して再設備しました。内容についてお伺いいたします。

次に、②で、このような違法に建築物をつくったこの業者に新たな設備をつくり与え、賃貸契約を結んだことは、市の観光施設の利用の公平性に問題があると思いますが、お考えを伺います。

続きまして、③で、市の建築物を指定管理者の水府振興公社が第3の業者に賃貸し、契約を結んで家賃を得ることは、指定管理契約や市施設管理条例などに違反していると思いますが、お考えをお伺いします。

続いて、④で、カヌー業者とも同様に市観光物産協会に契約しているようではありますが、内容についてお伺いします。

最後に、今後の対応についてお伺いします。

先ほどお話ししましたが、多くの方が参加でき、活動の拠点になるような場として提供できるように望みますが、お考えを伺います。

他の出店者に圧力をかけたり、共同作業に参加しない業者は、はっきりとした対応を望みます。行政は公正が大切であります。一業者のみにこのような対応をしたことについて、今後の対応についてお伺いします。また、1つのブースだけでなく複数設け、多くの方に声をかけ、公平に進めていく考えなどもお伺いしたいと思えます。

以上で1回目の質問を終わりにします。ご答弁よろしくお願ひします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。商工観光部長。

〔根本晋商工観光部長 登壇〕

○根本晋商工観光部長 竜神大吊橋広場の物販施設における特定業者の利用についての5点の質問にお答えいたします。

まず、1点目のいつからどのような契約内容で特定事業者へ貸しているのかにつきましては、平成26年3月28日付で、水府振興公社と本特定事業者が賃貸借契約を締結し、同年4月1日から1年間、当該店舗を賃貸し、以降、毎年度、同様の契約を取り交わす形となっているところでございます。

2点目の特定の一業者だけと契約を行ったことについて、公平性に問題があるのではないかとにつきましては、まず本特定事業者へ施設を貸与するに至った経緯としまして、平成26年当時、指定管理者である水府振興公社が自主事業として実施していた水府物産市について、出店者の高齢化等の理由により出店者数が減少し、閉店しているスペースが目立っている状況の中、本事業者より空きスペースに通年出店することにより、竜神大吊橋の観光を盛り上げていきたい旨の申出があり、賃貸借契約を締結したものでございます。

議員ご指摘の公平性の観点につきましては、他の事業者から施設の借用の申出があれば、同様に対応することとなります。例えば、本年5月からは毎月第2土曜日に風のマルシェを開催しているところがございますので、特に問題となるような点はないものと判断しております。しかしながら、空きスペースがありながら1つの業者しか出店をしていない現状につきましては、竜神大吊橋の観光のにぎわいの促進の観点からも望ましいことではないと考えられますことから、出店希望者の募集や選定方法について、水府振興公社と協議、調整をしてみたいと考えます。また、当該事業者の営業方法に関する地元からのご意見につきましては、今後、水府振興公社に指導してみたいと思います。

次に、3点目の市の建築物を指定管理者が又貸したことに対して、指定管理契約や市条例に違反していないかにつきましては、この物産市スペースにつきましては、水府竜神観光施設の設置及び管理に関する条例に明記されていないものの、同条例第3条第2項の指定管理業務の範囲として、第4号にその他竜神観光施設の管理上必要な業務との規定があること、また指定管理業務仕様書上の施設の概要に本スペースを明記し、指定管理業務の自主事業として施設を活用したイベントの開催等、誘客促進に関する事業として行ってきたところございまして、顧問弁護士の見解としましても、条例上、特に問題ないとのことでございます。

次に、4点目のカヌー業者との契約につきましては、カヌー業者に賃貸している建物は、一般社団法人常陸太田市観光物産協会が市から公有財産使用許可を受けた上で、平成28年4月21日付で当該事業者と協定書を締結し、以降、毎年、協定書を取り交わす形で事業を実施しているところでございます。

最後に、5点目の今後の対応につきましては、引き続き出店希望者には随時対応を図るとともに、出店希望者の募集方法や出店スペースの追加整備などについて、水府振興公社と協議、調整をしてみたいと考えております。

なお、竜神大吊橋は常陸太田市の観光拠点となっており、若者や県外の観光客などのニーズを踏まえ、観光施設としてのブラッシュアップやお土産品についても取り組んでみたいと考えております。

○藤田謙二議長 益子議員。

〔10番 益子慎哉議員 質問者席へ〕

○10番（益子慎哉議員） ご答弁ありがとうございました。

2回目の質問をさせていただきます。

契約当初、設備費用に80万円、振興公社が負担して整備したと。これは、その前に違法な建築物を建てたのでそれを壊して命令したのかかわらず、市で80万円負担して整備させて新たな契約を結んだと。市が今までのいろんな事業を考えた中で、個人にそのような負担をしてやって賃貸を結んだというのは、いろんな事例を考えるとないように思うんですけども、このときこのようなことをなされたのはどういうことか、説明願いたいと思います。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。商工観光部長。

○根本晋商工観光部長 当時の状況といたしましては、議員ご発言のとおり80万円、これは市

ではなく水府振興公社で負担して改修を行ったというふうな状況を確認しております。当時の状況としましても、現在の指定管理者となっている状況でございますので、維持、修繕につきましては市と指定管理者が協議して決定することとなっておりますので、その協議の中で公社が負担することとなったものと認識しております。

○藤田謙二議長 益子議員。

○10番（益子慎哉議員） そのときの契約で、先ほどの答弁ではほかに出店業者がなかったって答弁いただいていますけども、私は今回のこの質問に対して約10人、いろんな方に伺ったけど、その中で、出店したかったけどもその1社だけが独占的にやって、ほかを出店させてくれなかったという回答を得ていますが、その辺、確認してないですか。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。商工観光部長。

○根本晋商工観光部長 当時の状況を水府振興公社に確認したところ、ほかに申出はなかったというふうなことでございます。

○藤田謙二議長 益子議員。

○10番（益子慎哉議員） 当時の振興公社の誰なんですか。名前を言っちゃいけないけど、例えば役職で、誰と誰に伺ったかお伺いします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。商工観光部長。

○根本晋商工観光部長 すいません、確認したのは現在の振興公社の職員でございます。支配人及び副支配人でございます。

○藤田謙二議長 益子議員。

○10番（益子慎哉議員） 理解しました。

当時の振興公社の支配人がこの件について、私は若干、知り合いですのでお聞きしたら、大変無理があったと。無理があったけども、社長とか社長である市長、そういう方がやれということでもやったって。私は、この点についてはかなり問題があるんじゃないかと思っております。その辺、覚えておいてください。

次、2番目に確認します。

公共性に問題がなかったと言うけども、当時からいろんな形で、その出店業者というのはほかの同じ飲食を扱う業者なんかにはかなり圧力をかけてたって。例えば、おまえんどこ出店させないようにしてやると、その辺まで言ったって。その辺というのは事情を調べたときは出なかったですか。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。商工観光部長。

○根本晋商工観光部長 水府振興公社の確認の中では、そのような状況については確認をできなかった状況でございます。

○藤田謙二議長 益子議員。

○10番（益子慎哉議員） それをずっと経過して、よく、部課長さんで、何人かいますかね、何年か前の部課長さんにも、ちょっとお聞きしたんです。やっぱりあの時点でかなり問題があったって。それを進めてきたから、今直していかなくちゃならないというような考えがあるという

のをお聞きしたんですけれども、市長あたり、その辺は入ってないですか。

○藤田謙二議長 具体的に質問の内容をもう一度お願いいたします。

○10番(益子慎哉議員) 振興公社の社長さんでもあるし、物産関係の観光協会の一番取りまとめの市長さんで、私が質問して、このような内容で進んでいるというときに、何回か聴収とかいろんなところで聞いたと思うんですけれども、そのような違法性とか、あとそのような流れというのは確認しましたか。

○藤田謙二議長 市長。

○宮田達夫市長 ここに私が出席しておりますのは、市長として出席しております。水府振興公社の社長としての見解は差し控えさせていただきたいと思いますが、今回の答弁調整の中で、特定事業者の他事業者に対するご意見の内容等については把握しております。

○藤田謙二議長 益子議員。

○10番(益子慎哉議員) その中で問題とは感じなかったですか。

○藤田謙二議長 市長。

○宮田達夫市長 報告を受けているだけで、事実関係を確認しておりませんので、現時点では答えられません。

○藤田謙二議長 益子議員。

○10番(益子慎哉議員) 了解しました。

次に、4番目で、指定管理者の水府振興公社との賃貸契約ですが、設置条例に明記がなかった、設管条例にも違反していないということもありましたけども、例えば法律に触れてないとの答弁でしたけど、私が考えると、パーティホールは指定管理者にお願いしていると。あとかなさ笑楽校も指定管理者にお願いしていると。そこで、パーティホールの駐車場、スペースが空いてっから貸してもいいんじゃないかと指定管理者が判断したときとか、かなさ笑楽校の運動場、結構スペースがあるから何かの業者に貸してそこで収益を高めようと、そういうことが設管条例にうたっていないからオーケーなのかと、その辺どう考えますか。お伺いします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。商工観光部長。

○根本晋商工観光部長 指定管理施設につきましては、設管条例においてその指定管理を定める条項を入れてございます。それぞれの施設の内容につきましては設管条例に明記されて、その利用サービスの内容につきましては、条例の内容を上限としまして、そのサービスを指定管理者の裁量の中で管理運営することができるというふうなことになっておりますので、設管条例で、先ほど答弁申し上げましたように、竜神施設のその他の部分も含めて管理運営するというふうな状況でございますので、指定管理での裁量で対応できるものと認識しております。

○藤田謙二議長 益子議員。

○10番(益子慎哉議員) 私は、ここは違うなと思うんです。要するに、指定管理者と第三者がいろんな形でつながりを持つのはあれなんですけども、そこで市がきちっとしたチェックが入るべきだと思うんですよ。このつり橋の件なんかも、今でもちゃんと資料がないというのは、そのときの記録がないというのは、やっぱりチェックが入ってなかったと思うんですよね。その辺、改

めていただきたいと思うし、やっぱり契約するときってというのは指定管理者に任せちゃ駄目だと。むしろ契約書は総務課、契約管財課もあると思うんです。また、司法的な立場で総務課が見るんですか。その辺できちっと管理して、こういう契約というのを管理しなくちゃならないというのを私は怠っていたような気がしますけども、これは要望として、後で検討してください。

次に、調整というか、私、執行部というか担当課と調整をずっとやっていたんですけども、今回、20年議会やって初めてです、1回目の調整と2回目の調整と3回の調整で回答がどんどんどんどん変わっているんです。いや、夕べまで変わった、夕べと今朝でまた違うような調整があったと。そのような調整の中で、執行部の部長さんとか課長さんの考えと執行部の考えがかなりずれがあるというのは、そこは意識がずれてんじゃないかと。その辺、市長、どのようにお考えかご答弁願います。

○藤田謙二議長 益子議員に申し上げます。

ただいまの質問は通告の範囲を超えておりますので、次に移ってください。

○10番（益子慎哉議員） つり橋のことで、私の思いというのをお話しさせていただきます。

議員になる前からイベント広場には思いがあります。商工会の青年部のときに、仲間と橋の下で物販の事業なんかをやっている、それでどうしても橋の上ってというか、橋ができたのに下でしかやらせてもらえなかった。そのときに、当時の村のナンバーツーの人が、振興公社の売上げが駄目になるからおまえらは下でやれって。それは、県の指示だと言われて。県の知事さんにそういうことですかと言ったら、そんなことはない。水府村の人みんながにぎわうような事業をやってくれということで、私は議員じゃなくて商工会の青年部でしたので、そのときの組合長さん、商工会の会長さんも兼ねていますが、言いましたら、そのときに、絶対に駄目だということで却下されました。その後、知事もそう言ってるんだからということで、なかなか難しい面で、新しいトップが代わりまして、上でイベントができるようになった。そこで、いろんな、みんなで汗を流してきたということで、かなりみんなと、この地域をよく知る、そういうことに対しては、ただイベントとか、ただ観光物産で物を売るだけじゃなくて、地域の人々のつながりとか青年部の若い人が育っていくって。今の環境、あそこの広場ではそんな環境じゃないんじゃないかと私は思うんですよ。だから、どうしてもその辺を執行部で改善のことに向けて、若い人が育つ、そして外から来てあそこで事業ができるような環境を整えていただくことを望んで、私の質問を終わりにします。よろしく願います。

○藤田謙二議長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○藤田謙二議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次、8番深谷渉議員の発言を許します。8番深谷渉議員。

〔8番 深谷渉議員 登壇〕

○8番（深谷渉議員） 8番、公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しを

いただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今回、1点限りでございます。

マイナンバー制度についてでございます。

マイナンバー制度の正確な理解促進についてお伺いをいたします。

①といたしまして、マイナンバーカードのトラブル報道による市民の反応と、自主返納者への対応方法についてお伺いをいたします。

最大で2万円分のポイントがもらえるマイナポイント事業第1弾、第2弾により、マイナカードの普及が一度に進みました。駆け込みの手続で、窓口等の混雑も、行政側の皆様のご努力によりまして大きな問題もありませんでした。その結果、本市は8月20日現在、カード普及率が74.3%と大きく伸びました。ただ、一方で一部自治体や連携業務を行う機関で個人情報の誤った登録などのマイナトラブルが続き、それをマスコミ等が大々的に報じることで、人々の中に不安や混乱が広がっております。報道では、不安を払拭するような報道、システムを作る側の声や専門家の声はほとんど報じられません。

日本経済研究センターが世界84か国と地域を対象に実施したデジタル潜在力指数の調査があります。この指数は、経済成長の鍵となるデジタルトランスフォーメーションを進める潜在力をどれだけ持っているかを、インフラ、人的資本、関連産業などから指数化したもので、スウェーデンが首位で、日本は16番目です。そのスウェーデンの個人番号制度も、定着するまでに多くのトラブルをクリアして今日に至っております。参考までに、スウェーデンの人口は日本の10分の1以下の約1,000万人です。

そこで、マイナトラブル報道により、今まで本市の窓口に問合せのあった市民の反応について、自主返納者に対する本市の対応をどうされてきたのかを具体的にお伺いをいたします。

次に、マイナンバー制度の個人情報の管理についてお伺いをいたします。

マイナンバー制度に反対する人の多くは、個人情報が一元管理されることに不安を抱えているようです。しかし、残念ながらこの認識自体が誤っております。諸外国のマイナンバー制度を見ると、各行政機関が保有している個人情報を特定の機関に集約している場合があります。各行政機関が集約された情報を閲覧するわけです。これが一元管理です。しかし、日本はこの方法を採用しておりません。日本が採用しているのは、分散管理です。そこで、日本のマイナンバー制度の個人情報の管理の特徴である分散管理について、具体的にお伺いをいたします。

次に、マイナンバーカードにおける市民のメリットについてお伺いをいたします。

カードを返納しても、個人番号は当然削除されません。マイナンバーカードは、様々なシステムに入るために必要な鍵の役割を果たします。これからマイナンバーカードの利活用がますます広がる中で、その鍵を自主返納したり使わなかったりすれば、自身の生活が不便になるだけなのでございます。

そこで、マイナンバーカードを利用することで、市民にとってのメリットを理解していただく必要があります。行政サービスの効率化、社会保障の公平性の向上、犯罪の抑止と防止の観点から、具体的にマイナンバーカードにおける市民にとってのメリットについて、お伺いをいたしま

す。

最後、4番目、市民から見た安全性のポイントについてお伺いをいたします。

マイナンバーカードは、公的認証サービスを格納しております。公開鍵暗号方式で、成り済ましや改ざんなどを防いで本人であることを確認できるセキュリティー対策を取っております。したがって、マイナンバーカードを落としたとしても他人が使うことはできないことなど、利用する市民から見た安全性のポイントを分かりやすく説明する必要があると思います。マイナンバーカードの安全性のポイントをここで伺いをいたします。

以上、私の1回目の質問を終了いたします。ご答弁よろしく願いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。市民生活部長。

〔小又理恵市民生活部長 登壇〕

○小又理恵市民生活部長 マイナンバー制度の正確な理解促進について、4点のご質問にお答えをいたします。

初めに、マイナンバーカードのトラブル報道による市民の反応と、自主返納者への対応方法についてお答えいたします。

トラブル報道による市民の反応でございますが、トラブル報道で不安になり、電話等で自分の情報が正しくひもづけられているのかなどのご相談をこれまで7件いただきました。なお、本市の8月20日現在のマイナンバーカード交付件数が3万5,844件であることから考えますと、報道による大きなトラブルや混乱は生じていないものと認識しております。

続きまして、自主返納者への対応でございますが、自主返納者は、セキュリティーが心配、不祥事が多い、システムに不信があるなどの理由から、返納に強い意志を持って来庁しているため、マイナンバーカードのメリットや返却のデメリットについて丁寧に説明をしておりますが、翻意させることができず、8月末の時点で5件返納されている状況でございます。

次に、2点目のマイナンバー制度の個人情報の管理についてお答えいたします。

マイナンバー制度では、特定個人情報を1か所に集めて管理するのではなく、分散管理といって、国の行政機関や地方公共団体などの各機関が管理している情報について、他の機関が必要となった場合、法律で定められた事務の範囲内で情報提供ネットワークシステムを通して個人情報の照会、提供、いわゆるひもづけを行っております。例えば、日本年金機構が本市市民の地方税に関する情報を必要とする場合、情報提供ネットワークシステムを使用して日本年金機構が本市に対して照会を行い、本市が法令に沿った照会であることを確認した上で、個人を特定した上でひもづけを行うことで、日本年金機構が情報を取得することになります。

次に、3点目のマイナンバーカードにおける市民のメリットについてお答えをいたします。

主なメリットでございますが、顔写真つきの本人確認書類として使えること、健康保険証としても使用できること、コンビニで各種証明書が取得できること、転出する際に手続がワンストップで行えること、確定申告や子育てなどの行政手続がオンラインでできることなどがございます。

最後に、4点目の市民から見た安全性のポイントについてお答えをいたします。

安全性のポイントでございますが、マイナンバーカードの紛失、盗難の際は、国が24時間3

65日体制で運営しているコールセンター、マイナンバー総合フリーダイヤルにご連絡をいただくことで、一時利用停止の手続きが取れることとなっております。また、マイナンバーカードに搭載されているICチップには、氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報など必要最小限の情報のみ記録されており、税や年金関係などのプライバシーの高い情報は記録されておりません。さらに、セキュリティー機能評価の国際標準の認証を取得しており、不正に情報を盗取しようとすると自動的に記録情報を消去する機能も施されているなど、万全なセキュリティー対策が講じられており、安全なカードとなっているものでございます。

今後につきましても、マイナンバー制度の正確な理解促進を図るため、広報紙やホームページ等で周知、PRに努めてまいります。

○藤田謙二議長 深谷議員。

[8番 深谷渉議員 質問者席へ]

○8番(深谷渉議員) ご答弁、大変ありがとうございました。

2回目の質問をさせていただきます。

マイナンバー制度の正確な理解促進でございますけれども、そもそもトラブルの原因を理解するためには、以下の3つを区別して考える必要があると思っております。

皆さんもご承知のように、マイナンバーは住民票を有する全ての人に割り振られた12桁の個人番号でございます。これを1つとして、もう一つはマイナンバーカード、今ご答弁がありましたように、そのカードには氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報が記載された、そしてまた顔写真が添付されたカード、これが2つ目と。3つ目が、マイナンバーと連携している各システム、これはご答弁にあったように健康保険証や障害者手帳、公金受取口座、マイナポイント、コンビニ交付などのサービスを行う各システム。この3つを区別して考えた場合に、今回、騒がしているマイナトラブルのほとんどは、マイナンバーやマイナンバーカード自体のトラブルではなく、それらを健康保険証などの既存のシステムにひもづけする際に起きている人的ミスによるトラブルでございます。唯一、コンビニ交付サービスで誤った発行は、誤ったひもづけではなくてIT大手ベンダー提供のシステムにおけるプログラムが起因したトラブルで、マイナンバーカードのシステムとは全く関係がありませんでした。

そこで、主な原因である誤ったひもづけというのはなぜ起きているのかをどのようにお聞きされているのかお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○小又理恵市民生活部長 ただいまの2回目のご質問にお答えをいたします。

ひもづけ誤りの主な原因といたしまして、先ほど答弁させていただきました情報提供ネットワークシステムを使って照会された個人情報について、連携業務を行う側の地方自治体を含む各機関が本人確認、いわゆるひもづけ作業をする際に、基本4情報を十分に確認せず、別人の方にひもづけをしたためとの通知を受けております。

○藤田謙二議長 深谷議員。

○8番(深谷渉議員) まさにひもづけの際の人為的ミスということで、十分な確認をしなかつ

たという部分と、また日本独特の固有名詞、氏名の漢字と名前の表記等々が片仮名でなかったということで、その照合が難しかった、また、住所も日本でなかなか全国的に一体化されてないために難しかったという部分があったということで、お伺いを私もしております。まさにそういったことを今通常国会でもきちっと法改正等をして、そういうことがないようにということで対策を取っているところであるというお話を聞いております。当然その根本的原因は一元管理でなくて、ひもづけするというのは、やはり分散管理しているためにひもづけしなくちゃなんないということでありますので、そこがセキュリティー上、守られているという証拠でございますので、私はその部分のトラブルというのは致し方ないのかなという部分であります。そう思っております。

そしてまた、ただ報道が不安をあおる一方でありましたために、そういった自主返納をされる方も本市では5人ほどいらっしやったということでございます。非常に残念でございますけれども、強い意志を持っていたということでございます。

そういった意味で、今後、市民から見たメリットと安全性のポイントというのをしっかりと説明していただきたいと思っております。先ほども申しましたように、落としても他人が使うことはできないんですよ。また、ICチップ自体には税や年金の機密性の高いプライバシー情報は入っていないんですよとか、24時間365日体制で一時停止もできる手続が可能なんですよという、そういった情報をしっかりと届けていただきたいと思っております。

マイナンバー制度は、暮らしの利便性という点では高齢者が最も恩恵を受けられるはずでございます。積極的にシステムを利用し、マイナンバー制度のメリットも実際に体験できるよう、今後またスマホ教室などで工夫していただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わりにします。

○藤田謙二議長 次、17番宇野隆子議員の発言を許します。17番宇野隆子議員。

〔17番 宇野隆子議員 登壇〕

○17番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

東京電力は8月24日、東京電力福島第1原発のALPS処理水の海洋放出を強行しました。8年前の2015年、漁業者など関係者の理解なしにはいかなる処分も行わないと言ってきた国、東電の地元に対する約束を公然と投げ捨てたものであり、聞く耳を持たず、約束も守らない岸田首相の政治姿勢は民主主義の根幹を揺るがすもので、断じて許すことはできません。事故炉内で溶け落ちたデブリに直接接触した汚染水は、ALPS処理をしても放射性物質のトリチウムは除去できず、規制基準以下とはいえ、セシウム、ストロンチウムなどトリチウム以外の放射性物質も含まれていることを政府も認めており、関係者の同意が得られないのは当然です。漁業のみならず、加工、輸送、卸業や観光への様々な影響が出ることは避けられず、福島復興に重大な障害となります。

私ども日本共産党は、漁業関係者の方々から聞き取りといたしますかお話を伺ってきました。これまで努力と苦労を重ねてきたのに水の泡にしてしまうのかと悲痛な声が出ています。政府は、海洋放出ありきで、汚染水の増加を止めるための有効な手だてを取っていないことが問題です。

海洋放出を中止し、地質学の専門家が提案している広域の遮水堰の設置など、汚染水の増加を止めるための手だてを真剣に講ずるべきであります。

最初に、東海第2原発再稼働問題について伺います。

日本原電は、再稼働のための工期を来年9月完成目指して急ピッチで進めています。こうした中で、8月26日、水戸市でストップ東海第2原発の再稼働茨城大集会が開かれ、私も多くの皆さんと一緒に参加してきました。集会の賛同呼びかけ人として、茨城県生活協同組合連合会会長理事、常陸農業協同組合の代表理事組合長、奥久慈茶業組合長をはじめ、畜産や医療機関の会長、現市長、元市長、学者など広い分野の方々が名を連ね、当日は賛同呼びかけ人の中からご挨拶もあり、またメッセージも寄せられていました。その後、原発に関する講演が行われております。一たび事故が起これば、住民はもとより首都圏の経済活動の危機になりかねない。東海第2原発の再稼働はやめて、再生可能エネルギーの活用こそ未来への希望であると呼びかけられました。

東海第2原発は、2011年の東日本大震災で被災し、営業運転開始から45年目になる、原則稼働40年を超えた老朽化した原発です。圧力容器の中性子線によるダメージ、中性子照射脆化も不明で、適正な検査もできないと、こうした状況にあります。また、専門家によれば、茨城県は地震の多発地帯で、マグニチュード7程度の地震がいつ起きてもおかしくない指摘しております。また、航空機事故やミサイル攻撃の可能性など、原発の安全性を脅かす要因が多くある中で再稼働をしようとしているわけです。さらに、苛酷事故が起きた場合、30キロ圏内には92万人が暮らしており、避難は到底困難です。このような東海第2原発を、なぜ今さら動かしてどうするのかと。ストップ以外にはありません。

1点目は、このような東海第2原発が存在していることで、多くの市民が不安を抱き、再稼働ストップを願っています。市長はどのように受け止めておられるのか伺います。

2点目は、常陸太田市は全市民の避難が必要な地域なのだということと、市長の目指す安全安心な暮らしを守るまち、生涯を通じて生き生きと暮らせるまち、子育て世代に選ばれるまちづくり、これらのまちづくりとどう両立させるのか伺います。

福島原発事故の教訓や老朽化など、東海第2原発の危険性を踏まえ、私は議会のたびごとに市民の命、暮らし、財産を守るためには、老朽原発を稼働しないことが安全な道だと、原発再稼働反対の姿勢を示すことを市長に求めてまいりました。市長は、そのたびに新安全協定に基づく日本原電側からの事前説明、そして6市村による懇談会における協議会といったプロセスを踏まえて、日本原電による地域住民への丁寧な説明、そして市議会や市民の意見を聴く会などの意見を踏まえて、総合的な判断をしていくと答弁されておられます。市長は選挙で選ばれた政治家です。原発の再稼働に賛成なのか反対なのか、市民に政治姿勢を示すべき時期ではないでしょうか。

3点目、市長が一刻も早く東海第2原発の再稼働反対の意思を示し、安心な市民生活を保障すべきだと思いますが、ご見解を伺います。

2番目に、自衛隊への名簿提供について伺います。

2022年度に自衛官募集のために若者の個人情報に記載した名簿を自衛隊に提供した自治体が1,068に上り、初めて6割を超えました。これに対し、各地で個人情報保護条例や「住民基

本台帳法」に違反する、プライバシーを侵害しているなどとして、自治体に提供をやめるよう求める住民の運動が広がっています。高校を卒業する18歳と大学を卒業する22歳を対象に、住民基本台帳に記載されている氏名、生年月日、住所、性別の個人情報を、自治体が紙や電子媒体の名簿で提供しています。自衛官募集事務については市町村の法定受託事務と定められており、従来は多くの自治体は名簿を提出せず、閲覧、書き写しにとどめていました。防衛省資料によると、22年度に名簿を提供した自治体は全国1,747自治体中1,068自治体となり、21年度比で約1割増加しました。それに対して住民基本台帳の閲覧は534自治体と、約2割減少、閲覧から名簿提供に移行しています。

この名簿提供が急増したきっかけとなったのは、当時の安倍晋三首相です。2019年2月の自民党大会で、都道府県の6割以上が協力を拒否していると、この発言です。政府は、2020年12月に市町村長による住民基本台帳の一部写しの提供は可能だと明確化する閣議決定をしました。そして、閣議決定以来、紙やシール、電子媒体の名簿提供が増加したわけです。

そこで、1点目は名簿提供の実態について伺います。

令和2年12月の閣議決定以来、防衛省及び総務省は、全国の市町村が名簿を提供するに当たって、政府は「自衛隊法」97条1項、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う。及び、「自衛隊法施行令」120条、防衛大臣は、自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事及び市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この2つを個人情報提供の法的根拠とするという通知を全国の市町村に発出しましたがけれども、通知をどのように受け止められているのか。

2点目は、本市の名簿提供の法的根拠について伺います。

個人情報の提供を望まない市民のための除外申請制度は、県内ではつくば市、龍ヶ崎市、鹿嶋市、日立市などで設けております。提供の除外を求めた人以外は全て提供に同意したと、これも考えにくいわけですが、まずは除外申請の制度を創設すべきではないかと、このように思います。

そこで、3点目は、個人情報の提供を望まない若者のための除外申請について伺います。

安保健制の下、海外での戦闘を可能とする部隊となった自衛隊に対して、本人の同意なく個人情報を提供する行為については、多くの法律家などが法的根拠の曖昧さ、人権上の問題を指摘しております。

4点目に、個人情報保護の観点から、自衛隊への名簿の提供は中止すべきと考えますが、市長のご見解を伺います。

3番目に、介護保険制度について、1、第9期高齢者福祉計画の課題と負担軽減について伺います。

2000年にスタートした介護保険制度は、それまで家族で担ってきた介護の負担などが社会問題になり、公的責任による介護の社会化として期待される中、始まりました。ところが、3年ごとの策定のたびに保険料は引き上げられ、サービスは減らされるという改悪が行われてきました。昨年末に行われた厚生労働省社会保障審議会は、2024年度に向けた第9期改定案については結論を先送りにしました。あまりにもひどい給付減と負担増に、批判の声が上がったからで

す。改定の具体的項目に、サービス利用料の2割負担と3割負担の対象拡大、要介護1、2の訪問通所介護の保険外し、ケアプラン作成の有料化、老健施設などの多床室の部屋代の有料化など、これらが挙げられております。介護保険の利用料は1割負担が原則でした。しかし、2015年に一定所得以上の方が2割負担とされ、その3年後、また2018年になりますが、3割負担も導入されました。負担の重さから、介護サービスを削ったり減らしたり、施設から退所した人も少なくないと報告されています。介護殺人や介護心中、これも社会問題になり、家族の介護離職も一層深刻です。負担増が進められれば、必要な介護が受けられず、命に関わる事態になります。高齢者は、この間のコロナ禍や物価高騰によってさらに生活は厳しくなっております。

そこで、3点伺いますが、1点目として、利用料の2割負担の対象拡大が検討されておりますが、介護利用料の負担拡大による高齢者の暮らしへの影響についての認識を伺います。

2点目は、必要なときに必要なサービスが受けられるように、市独自の利用料の助成について伺います。

3点目は、介護保険料は介護保険支払準備基金の活用で引き下げて、保険料の値上げはしないということについての見解を伺います。また、過去3年間の介護保険支払準備基金の年度末残高について伺います。

4番目に、熱中症対策について。

最初に、高齢者への対策について伺います。

西日本や東日本の梅雨明けと同時に猛暑が日本列島を覆い、連日、厳しい暑さが続いています。大変心配されるのが熱中症です。梅雨明けが遅れた関東地方でも、7月20日までの1週間に熱中症で緊急搬送された人は、前の週の1.4倍となっております。屋外での作業中や運動中というだけでなく、屋内でも暑さで体調を壊し、救急車で運ばれ、そのまま入院という例も増えております。毎年、熱中症にかかって緊急搬送され、重症化したり、死亡したりする人の大半が高齢者です。高齢者は暑さを感じにくい上に、節約のために冷房を控えたり、トイレが心配であまり水を飲んだりしない、それから自分は大丈夫だと、こうしたことがその背景であると言われます。

そこで、2点伺います。

1点目は、今年6月から8月における熱中症による緊急搬送の件数と年齢層の割合、傷病程度の割合、緊急搬送時の状況について伺います。

2点目に、緊急搬送された方のうち、エアコン未設置、また設置しているが未使用の状況がどのようなのか伺います。

高齢者の熱中症を防ぐために、家族や地域が熱中症の危険を知らせ、冷房や水分補給を援助することが求められ、本市では消防署、健康づくり推進課から防災行政無線放送や広報紙、ホームページを通じて、熱中症対策としてエアコンの適切な使用や水分補給を呼びかけていることは承知しております。国の熱中症対策行動計画に重点対策として地方公共団体による熱中症対策の強化等を新たに加え、地域における熱中症対策の先進的な取組事例集を3月に出しております。

3点目として、本市の熱中症対策の取組と、独り暮らしの高齢者への熱中症予防のための見守り活動の強化について伺います。

次に、深刻な物価高騰が続く中、高齢者への必要な経済的支援について伺います。

熱中症で救急搬送される人は、毎年数万人を超えています。死亡する人も、近年は年間1,000人を超える年が多くなっています。政府のまとめでは、今年の夏、東京23区での熱中症による死者206人のうち、屋内で亡くなった人が194人でした。その約9割がエアコンを使用していない、エアコンを所有していなかったでした。エアコン使用が命綱になっていることが浮き彫りになっています。物価高騰で、今年夏も電気代を気にしてエアコン使用を控えた人が多くいました。政府はこの5月、電気料金の大幅値上げを了承し、6月1日に実施、7月請求分の料金から負担が大きく増えました。これは、命に関わる問題です。

そこで、1点目はエアコン使用を呼びかけると。この呼びかけるだけで熱中症は防ぎ切れるというのではないかと私は思われますので、大事なのは、今、自宅で安心してエアコンを使えるように、電気料金への助成について伺います。

2点目は、経済的理由でエアコン未設置の世帯にエアコン購入、また設置費用の助成について、見解を伺います。

最後に、市内における避暑施設について伺います。

高齢者が昼間涼しい環境で過ごせるよう、冷房の整った公共施設や民間施設などをシェルター——避難所ですが、として開放する動きが全国的に広がっています。今国会では、熱中症対策を強める法改正が行われ、自治体が公民館や図書館などを指定暑熱避難施設——クーリングシェルターにして開放する、こういう施策が盛り込まれました。実効性が求められますが、本市の公共施設や民間施設を活用したクーリングシェルター、この実施についてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 東海第2原発に係る3点のご質問についてお答えをいたします。

初めに、市民や団体などの東海第2原発の再稼働に対する考えは多様であると認識をしておりますが、私がどのように受け止めているかにつきましては、これまで答弁させていただいておりますとおり、日本原電側からの事前説明がない現状ですので、答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。

次に、避難が必要な地域とまちづくりの両立についてお答えをいたします。

東海第2原発周辺市町村、また原子力発電所が所在する地域等におきましては、広域避難を含めた防災対策に取り組ながらまちづくりの施策を展開しているものと思っております。本市におきましても、施政方針である4つの重点施策に基づき、まちづくりを推進しております。その中におきまして、安全安心なまちづくりを第1番目に位置づけ、各種施策に取り組んでおります。安全安心なまちづくりにおいては、原子力災害の住民避難等を含め、市民の皆様の生命及び財産を守ることを第一に考え、一方において、生涯を通じて生き生きと暮らせるまちづくり、子育て世代に選ばれるまちづくりの施策も全力で両立しながら進めることで、持続可能な自立したまちづくりを目指しております。

3点目の東海第2原発の再稼働に関する私の考えでございますけれども、これまでの答弁のとおり、新安全協定に基づく日本原電側からの事前説明、そして6市村による懇談会における協議会といったプロセスを踏まえまして、日本原電における地域住民への丁寧な説明、そして市議会や市民の意見を聴く会などの意見を踏まえて、総合的に判断をしまいたいと思っております。

続きまして、自衛隊の名簿提供について、3点目と4点目についてお答えをいたします。

まず、除外申請についてでございますが、自衛隊の情報提供につきましては、市長等へ情報提供を求めることについて、法令は存在する一方、情報提供を望まない方を対象から除くべきことを定めた法令がないことから、現在、除外の特例の対応は行っておりません。

4点目の、個人情報保護の観点から自衛隊への情報提供を制限しているということでございますけれども、「個人情報保護に関する法律」第69条では個人情報の提供を制限しておりますが、法令に定めがあるときには提供することができる旨を規定しており、名簿については「自衛隊法施行令」120条に基づく適正な情報提供であると考えております。

○藤田謙二議長 総務部長。

〔岡部光洋総務部長 登壇〕

○岡部光洋総務部長 自衛隊への名簿提供について、1点目、2点目のご質問にお答えいたします。

1点目の名簿提供の実態についてでございますが、名簿提供につきましては、防衛大臣及び自衛隊茨城地方協力本部から法令に基づく依頼を受け、年に1回、自衛官募集案内の資料送付のため、18歳及び令和5年度、今年度からは22歳の方につきましても、その氏名、住所、生年月日、性別について、紙媒体での提供をしております。

2点目の名簿提供の法的根拠についてでございますが、「自衛隊法」第97条におきまして、自衛官募集事務は市町村の法定受託事務と規定されていること、「自衛隊法施行令」第120条に、防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができると規定されていることが根拠でございます。

○藤田謙二議長 保健福祉部長。

〔中嶋みどり保健福祉部長 登壇〕

○中嶋みどり保健福祉部長 第9期高齢者福祉計画の課題と負担軽減についてのご質問にお答えいたします。

1点目の利用料の2割負担の対象拡大が検討されている中、介護利用料の負担拡大による高齢者の暮らしの影響についてでございますが、現在、介護保険利用者負担割合の引上げについては、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会において議論されているところであり、高齢者の暮らしへの影響について、本市としてもコメントする状況にはないと考えておりますが、当審議会の議論の動向については、引き続き注視してまいります。

次に、2点目の、必要なときに必要なサービスが受けられるように、市独自の利用者助成についてでございますが、本市におきましては、平成16年12月より、所得税非課税世帯に属する

方が訪問介護サービス、いわゆるホームヘルプサービスを利用した場合、利用者からの申請により、利用者負担額の10分の4を助成しております。サービスの内容といたしましては、ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事、入浴、排せつのお世話や掃除、洗濯、買物などの援助をするものでございます。令和4年度の実績でございますが、対象者74名に対し、67万7,850円を助成いたしました。

3点目の、介護保険料は介護保険支払い準備基金の活用で引き下げて、保険料の値上げをしないことについてでございますが、介護保険料につきましては、令和6年度を開始年度とします第9期介護保険事業計画に基づき算定していくこととなっております。この第9期介護保険事業計画の策定につきましては、65歳以上の被保険者数、要支援、要介護認定者数、介護サービス供給量などを推計するとともに、外部の委員で構成されます常陸太田市高齢者福祉計画介護保険事業計画策定委員会において、今後、審議、検討を行ってまいります。

次に、介護保険支払い準備基金の年度末残高でございますが、令和2年度が5億2,941万3,485円、令和3年度が5億6,256万502円、令和4年度が6億3,125万1,957円となっております。

続きまして、熱中症対策に関する高齢者への対策についての3点目の質問、本市の熱中症対策及び独り暮らしの高齢者への熱中症予防のための見守り活動の強化についてお答えいたします。

まず、本市の熱中症対策でございますが、議員ご発言にもありました防災行政無線による注意喚起、市ホームページ、また「広報ひたちおた」においても熱中症予防対策に関する記事を掲載し、注意喚起に努めているところでございます。加えまして、フレイル対策室の保健師が市内の老人クラブ等で実施しております健康教室において、熱中症に対する予防講話も実施しているところでございます。

次に、独り暮らしの高齢者への熱中症予防のための見守り活動の強化についてですが、地区の民生委員、児童委員が年2回実施しております高齢者ニーズフォローアップ事業、老人クラブ会員が地域で高齢者との交流と安否確認活動を目的として実施しております高齢者ふれあい活動事業、市配食サービス事業における配達時の安否確認に加え、地域の身近な相談窓口であるおとしより生活相談センターなどと連携し、独り暮らし高齢者の生活状況や健康状態等を把握するとともに、必要に応じ戸別訪問を行い、その実情に合った支援につなげているところでございます。引き続きこれらの見守り活動を推進し、高齢者が置かれている環境に注意を払いつつ、熱中症予防も含めた体調管理に取り組み、安全安心に在宅生活を送ることができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、深刻な物価高騰が続く中、高齢者への必要な経済的支援についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の、エアコン使用を呼びかけるだけでなく自宅で安心して使えるよう、電気料金への助成についてですが、市では、エネルギー、食料品等の物価高騰対策として、令和4年度及び5年度に、非課税世帯等を対象に電気、ガス、食料品等価格高騰重点支援給付金を1世帯当たり最大で9万円給付しており、既に電気料金に対する経済的支援を実施していることを踏まえ、

さらなる助成について実施する考えはございません。

2点目の、経済的理由でエアコン未設置の世帯にエアコン購入、設置費用を助成することについてですが、市では令和3年11月に高齢者エアコン設置状況調査を実施しております。本調査は、調査件数600件、回答数392件で、回答率は65.3%でありましたが、その結果、高齢者世帯におけるエアコン未設置世帯は回答中4.6%であったほか、未設置の理由としては、必要性を感じていない、扇風機で十分、冷気が苦手などがほとんどであり、金銭的余裕がないということによる未設置者は、回答全体の1.8%でありました。これらの結果から、現状において高齢者世帯に対する購入費等助成を実施する考えはございません。

最後に、暑熱施設である公共施設や民間施設を活用したクーリングシェルターの実施についてのご質問にお答えいたします。

まず、熱中症対策の一層の強化のため、国は本年5月に「気候変動適応法」を改正する法律を公布し、令和6年春頃までに同法の全面施行を予定しております。この改正「気候変動適応法」では、現在の熱中症警戒情報に加え、気温がさらに上がって深刻な健康被害が予想される場合、熱中症特別警戒情報を発表することとしており、仮に熱中症特別警戒情報が発令された場合、市町村長が冷房設備を有する適切な施設として指定した指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターを一般に開放するものでございます。

現在、国では改正「気候変動適応法」の全面施行に向け、専門家による熱中症対策推進検討会において検討しているところでございますので、その動向を注視しているところであり、要件等が固まり次第、本市においても適切に対応する予定でございます。なお、市内におきましても、一部のドラッグストアでは熱中症対策のための避難場所として市民に開放しているところも既にございます。

○藤田謙二議長 消防長。

〔後藤一人消防長 登壇〕

○後藤一人消防長 熱中症対策に関する高齢者への対策について、2点のご質問にお答えいたします。

初めに、1点目の今年6月から8月における熱中症による救急搬送の件数と年齢層の割合、傷病程度の割合、緊急搬送時の状況についてのご質問にお答えいたします。

本年6月から8月期の救急搬送のうち、医療機関の初期診断により熱中症または熱中症の疑いと診断された搬送件数は53件で、昨年同期の39件に対し14件の増加となっております。

年齢層の割合では、65歳以上の高齢者が36人で、全体の67.9%を占めております。続いて、18歳から64歳までの成人が13人で24.5%、7歳から17歳までの少年層が4人で7.6%の順となっており、6歳以下の乳幼児の搬送はございません。

次に、傷病程度の割合は、初期診断で入院診療を要さない軽症が37人で全体の69.8%、3週間未満の入院診療を要する中等症が14人で26.4%、3週間以上の入院診療を要する重症が2人で3.8%となっております。なお、高齢者に係る傷病程度は、軽症が22人、中等症が12人、重症が2人でございます。

次に、緊急搬送時の状況についてでございますが、搬送件数53件中、屋外で発生した件数は18件となっており、畑等での農作業中や草刈り作業中に多く発生しております。また、35件は屋内で発生したもので、昨年に比べると20件増加しており、住居内での体調不良、発熱や手足のけいれんを訴えての救急要請でございました。なお、この中で高齢者の搬送は、屋外からが8件で屋内からが28件となっている状況でございます。

続きまして、2点目の緊急搬送された方のうち、エアコン未設置、設置しているが未使用の状況についてのご質問にお答えをいたします。

1点目で申し上げましたとおり、屋内で発生した救急件数は35件ございまして、傷病者の病態観察の結果から、救急隊が熱中症の疑いがあると判断したうち、エアコンの使用を確認した件数は9件で、その他26件につきましては、設置状況や使用状況について確認できておりません。

○藤田謙二議長 宇野議員。

〔17番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○17番（宇野隆子議員） 2回目の質問をいたします。

東海第2原発再稼働問題について3点、市長にお伺いしたわけです。その中で、市民の方が、一体、東海第2原発、これは再稼働をしてしまうのか、それともストップできるのかと、こういうことで常に不安を抱えていると。そして、どんな世論調査でもストップだと、それからどちらかといえばストップだと、こういう方も含めて6割、7割と、世論調査で。こういうことで、いまだ高いわけです。ですから、こういう市民の不安を取り除いていくためにも、私は市長に、もうそろそろ市長はどちらなのか表明してもいいんじゃないかと。やはり市民の願いでもある再稼働をストップしてほしいと、こういう立場で、私はその姿勢を示してほしいと、このように思っているわけですが、その点につきまして、例えば2点目の安心安全で生き生きとみんなが暮らせるまちと、そして常陸太田市で子育てしたいと、そういうふうなまちづくりを市長は挙げているわけで、私もそれについてはもう大賛成です。そういう常陸太田市を私も望んでおります。しかし、原発があるということ、これについては、やはり苛酷事故が起きたら、福島原発事故で私たちは嫌というほど原発事故は本当に怖いと、心まで壊れてしまうと、ふるさとまでもろろ壊れてしまう、そういうものは要らないと、そのように思うわけです。

しかし、市長の先ほどの答弁では、避難を誰もが安全にできるようにと、そして安心安全なまちづくりを進めたいということですが、この避難ですけれども、これは常陸太田市も、30キロ圏内92万人と言われていますが、全員が安心して避難できると、そういう保障は全くないわけです。ですから、やはりこの東海第2原発、事故が起きたときと、それからみんなが望んでいる住みよい常陸太田市、安全安心な常陸太田市と、それではこれは相反するんじゃないかと。そのところをもう一度市長に、やはり避難計画、これは本当に安心して避難できるのかと、それを市長はどのようにお考えになっているかということなんですけれども、ご答弁いただきたいと思っております。

○藤田謙二議長 市長。

○宮田達夫市長 避難計画につきましては数年前に策定をしておりますけれども、今、これがきちんとした形で避難ができますようにということで、毎年、避難訓練を実施しております。宇野議員もその訓練はご見学をされていると思いますけれども、前回の雪のような場合はなかなか難しいというのは実感でございます。これをきちんとスムーズに動けるようにするというのが私の使命であると思っております。まちづくりと避難計画、まちづくりと原子力の再稼働、これは原発施設が所在をする東海村をはじめ周辺の市町村もどこも同じ課題で、これを両立させるべく努力をしているものと認識をしております。

○藤田謙二議長 宇野議員。

○17番（宇野隆子議員） 避難計画、やられておりまして、冬の時期に行われた状況も今、市長からお話しされましたけれども、だから私は、問題はこの避難計画、避難ですよ。苛酷事故が起きたときに、今、常陸太田の市民の一部は訓練を行っておりますけれども、本当に要支援の方も含めて誰もが安心して避難できるのかと、これは到底無理だと、これは私も再三言ってきたことですけれども、そう市長は思われませんか。安全に避難できると、このようにお考えなのかどうか、そこのところを私ははっきりしていただきたいんですけれども。この間は雪でしたけれども、これが地震があったり複合災害ということになれば、もっとも条件が悪くなるわけですよ。そういうこともあるわけで、ですから私はそういうこともいろいろ考えながら、福島原発事故、どう思ってるんですかと、このことを聞きたいと思いますが、市長はどのようにその点、避難は安全にできると考えておられるわけですか。

○藤田謙二議長 宇野議員に申し上げます。

通告の範囲を超えておりますので、次に移ってください。

○17番（宇野隆子議員） 福島原発事故のことも、この私一般質問のところをね。ですから、事故というのはもう福島原発事故を見てお分かりになるんじゃないんですかということで、1回目の質問で行いましたけれども、ですから今、市長がお話しになりましたように、避難計画、訓練はしておりますけれども、実際、本当に事故が起きたときに安全に避難できるのかと、避難できると市長はどのようにお思いなんですかということを伺っているわけですが、これについてはいかがですか。

〔「答弁してるだろう、もう」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 市長。

○宮田達夫市長 先ほどもお答えしましたとおり、避難計画の実効性を高めるために訓練をやっております。

○藤田謙二議長 宇野議員。

○17番（宇野隆子議員） 実効性を高めること、これは私も何度も伺っているから分かりますけれども、だから実効性を高めながら、その避難計画は安全に避難できるよと、このように市長はお思いなんですか。もう一度伺います。

〔「もう終わりだ」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 宇野議員に申し上げます。

もう答弁は市長からしっかりと済んでおりますので、ここは東海第2原発の再稼働問題についてでございますので、次に移ってください。

○17番（宇野隆子議員） 残念ながら、今しっかりと答弁されていないわけですがけれども、私は避難計画というのは、訓練は確かにしておりますけれども、一部、到底94万人、この世界でも一番過密地域にある東海第2で事故が起きたときには、一人ひとりが安全に避難できるという保証は全くないと、これははっきり言えると思います。ぜひ市長にもそういう立場に立っていただきたいと、このように思います。

次に移ります。

自衛隊の名簿提供についてですけれども、先ほどその提供の根拠ということで伺いましたけれども、これについては、私も一般質問の中でも申し上げましたとおり、「自衛隊法」の97条、それともう一つありましたけれども、120条でしたか、97条と120条と、この部分ですけれども、これについて、こういう私どもの調べであるわけです。本年、7月5日ですけれども、横浜市の私ども日本共産党の市議会議員が防衛省の担当者に対して法定受託事務の範囲について質問をしたところ、紙やシール、電子媒体でも名簿を提供することは、その次が「自衛隊法」の省令120条になるわけですがけれども、防衛大臣が求めることができる範囲の下で、これは義務ではなく任意だと、このように認めたわけです。ですから、私は、提供するかどうかというのは自治体の判断に任されていると、このように認識をしているわけですが、この2つの97条とそれから120条ということがこの提供の根拠だと言われておりますけれども、それでも120条の、防衛省の職員が義務ではなく任意だよと、このように言っていますけれども、これについてはどのようにお受け止めになられますか。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。市長。

○宮田達夫市長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

自衛隊といいますのは、国防のみならず災害時における救助活動等、国民の命と財産を守る貴重な組織だと思っております。97条に基づく事務というのは、我々市町村にとってできる限り協力をしていくべきものと思っております。よって、現在のところ、これまでどおり名簿の提供は行ってまいりたいと思っております。

○藤田謙二議長 宇野議員。

○17番（宇野隆子議員） 個人情報を守るところですけれども、この部分での個人情報の提供を望まない、こういう若者たちのための除外申請ということで、これは特例がないと先ほどご答弁いただきましたけれども、これは個人情報の保護という観点からこういう除外申請制度を創設すると、これはできるわけです。ですから、できないじゃなくてできるわけで、だから日立市、鹿嶋市、それとか龍ヶ崎市とかいうところは開いていて、日立市などを見ますとホームページの中にも載せているわけですがけれども、やはり私は望まないという若者に対しては除外申請制度を創設していくと、ぜひこのことについてご検討いただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「答弁、終わったって、今」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 市長。

○宮田達夫市長 先ほど答弁したとおりでございます。

○17番（宇野隆子議員） だから、先ほどの答弁、このようにいただきましたと、特例はないんだと。

○藤田謙二議長 議員各位に申し上げます。静粛をお願いします。

宇野議員に申し上げます。既にこの質問に関しては答弁が済んでおります。

○17番（宇野隆子議員） 答弁はいただいていますよ。だから、それに対して2回目の質問を今しているわけですから。

それで、市長は特例はないんだと先ほど答弁されましたけれども、でも日立市とか龍ヶ崎とかやっていますよと、個人情報保護のところから、日立市はホームページにもちゃんと載せていますよと。ですから、今後、この除外申請制度そのものを常陸太田市でもつくっていくと、そういうことについてはご検討いただけませんかということでお聞きしています。ご答弁をお願いします。

○藤田謙二議長 同じ質問の繰り返しですので、次に、進んでください。

○17番（宇野隆子議員） 違います。ご答弁、お願いいたします。

〔「議長が言ってるでしょう」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 静粛をお願いします。

○17番（宇野隆子議員） それじゃあ、ご答弁はできないということで、分かりました。

次に、高齢者の熱中症対策ですけれども、消防長からご答弁いただきまして、この常陸太田の傾向は、やはり茨城県あるいは全国のこういう状況と同様であると、こういうことが言えると思います。年齢区分にしましても、高齢者の比率が7割近い67.9%と先ほど答弁いただきましたけれども、そういう部分にしましても、それから傷病程度、これについても高齢者の方、軽症、中等症と、こういうことが多いということを示されていると思います。ですから、そういうことを踏まえながら、健康づくりにおいてもしっかりと熱中症対策を、そういうことも踏まえて行っていくと、これが大事だと思うんです。

それで、先ほどアンケートを取ったということでもありますけれども、エアコン、要るのか要らないとか必要ないとか扇風機で間に合っているとかいろいろありますけれども、結果的に今出ているのはエアコンなんです。エアコンがないと、あっても使わない、電気代が高いから我慢しているとか、いろんな理由が出されておりますけれども、やはりエアコンが一つの命綱であると、そう今言われているんです。だから、今後、低所得者はなかなか買えないよと、未設置であると、こういう高齢者の世帯に対して何とかエアコンが設置できるように、私はしっかりした助成を行ってほしいと。これについては答弁は要りませんので、今後、検討していただきたいと、このように思います。

それから、見守りにつきましても、先ほどありましたけれども、老人クラブの皆さん、民生委員の皆さん、その他諸団体の方々がしっかりこういう見守り活動をしていただいていると、本当にありがたいことだと思います。そういう団体の皆さんとしっかり協力し合いながら、今後もそ

の強化に努めていただきたいと、このように思います。

介護保険制度ですけれども、これについて3点上げました。それで、基金について3か年を示していただきまして、それで、令和2年そして令和3年、令和4年と、その基金額が少しずつ上がっているわけです。そして、令和4年は6億3,127万円と、こういう金額が示されましたけれども、今回の補正で1億1,000万円、これが基金にまた……。

○藤田謙二議長 宇野議員に申し上げます。通告順に従って発言してください。

もう既に次の質問に移っておりますので、遡っての質問はできませんので、しっかりと一問一答方式で進めてください。

○17番（宇野隆子議員） 予防ということで積み増しさせられているということで、先ほどもありましたが、やはり第9期の策定で保険料をまずどうするのかと、これはもう十分7億円からあるんですから、値上げをする理由は全くないと。むしろ引下げということで、基金をどれだけ使って引き下げられるかと、そこにぜひ骨折っていただきたい、このことを要望いたします。

以上、若干時間がありますけれども、もう一つだけありました、この対策で、本当に消防署員の方々が非常に苛酷な労働の中で一生懸命頑張っておられると。ですから、消防署員の増員計画がありますので、やはりそれをもう早め早めということで対策を打って、市民の命、安全を守っていただきたい。

そして、最後になりますが、やはりまだまだ猛暑が続きますので、もうみんな疲れ切っている。市民の方も、それから執行部はじめ職員の皆さん、そして議員の皆さんも、この暑さを乗り切っていくと、そういうことで、私もそういうことをお見舞い申し上げて、そして一般質問を終わります。

〔「見舞いなんかいいよ」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 以上で一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、明日は休会とすることにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、明日は休会とすることに決しました。

○藤田謙二議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は9月7日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時18分散会